

第七十五回 参議院社会労働委員会会議録第十六号

昭和五十年六月三日(火曜日)

午前十時十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

村田 秀三君

厚生省環境衛生
局長 石丸 隆治君
厚生省医務局長 滝沢 正君
厚生省業務局長 宮嶋 剛君
厚生省社会局長 翁 久次郎君
厚生省児童家庭
局長 上村 一君

高度経済成長政策の行き過ぎが、国民生活に不平等、不公正などのひずみをもたらしたことは明らかであり、国民福祉優先への政策転換を望む声はすでに国民的合意を形成し、社会保障の充実こそ今政治に課せられた至上の命題であると言えるのであります。

ところが社会保障の現状は、児童手当制度の創設により、一應の体系的な整備はなされたものの、対象及び給付の内容などが非常に限定的であり、社会保障制度全体として、その実質はむしろ後退ぎみと言わなければなりません。

社会保険庁年金
保険部長 河野 義男君

社会保険の規模を示す振替所得の推移を見ると、昭和三十五年から四十年までに平均伸び率が一九・六%であったのに對して、四十年から四十八年までのそれは、一八・一%に落ちてゐるのであります。

本日の会議に付した案件
○社会保険基本法案(小平芳平君外一名発議)
○母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名発議)

そして、その振替所得の国民所得に対する比率は、昭和三十七年度の五・二%が、四十七年度に六・四%と、この十年間にわずか一%程度の増にとどまっているのであります。これを一九六九年における国際比較で見ると、西ドイツでは一七・三%，イタリアは一八・七%，フランスでは二二・二%，いずれも一五%を上回り、二〇%前後になっており、わが国はその三分の一という現状であります。

しかるに、政府の社会保障に対する取り組み方は依然として変わらず、経済社会基本計画の練り直しにもかかわらず、振替所得の対国民所得比を見ると、五十二年で目標値の八・八%に達したとしても、諸外国の半分にすぎないのであります。わが党の主張する目標の一五%は、これを下回ってはならない最低の基準であります。

しかも政府は、高福祉・高負担論を打ち出し、受益者負担の増大、つまり保険料の引き上げにより公的負担の拡大を防止しようとしているのであります。從来のような国民大衆の重い負担をその

ままにして、社会保障制度の拡充を図らうとするものであれば、結局のところ所得再分配の機能は負担面において達成されず、社会保障制度の意義ははなはだ疑わしいものとならざるを得ないのであります。

このよつなわが国の社会保障の停滞あるいは後進性といふものには種々の要因がありますが、第一に指摘できることは、いまだ社会保障の定義が明確でないということです。政府部内においても、また学者間においても異説のあるところに、有効な施策は期待できません。

わが党は、この機会に社会保障に関する施策を次のように主張するものであります。

すなわち、社会保障制度とは「日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国民にひとしく疾病・負傷・廃疾・死亡・老齢・分娩・失業・多子等によって国民生活の安定がそこなわれることを、国民の共同連帯によって防止し所得の再分配的な効果をあげ、もつてすべての国民が健全な生活の維持及び向上に寄与することをいう」と、明確に定義づけているところであります。

次に、わが国において欠けているものは社会保障計画の樹立であります。厚生省の私的諮問機関として社会保障長期計画懇談会が設けられていますが、いまだにその結論が出ておりません。これは全く政府の怠慢と言はばかりません。

経済審議会も四十二年二月の経済社会発展計画の中での「わが国の経済社会の実態とその将来の進路に即した適切な社会保障長期計画を策定し、これにもとづく体系的整備を行なうことが不可欠である」と述べており、さらに、四十七年七月の社会保障問題懇談会の報告書には「社会保障においてわが国が独自の道を進むことを求められるこれからは、超長期の視点に立つて新しい政策の方向を考え、計画的にアプローチしていくことが肝要

衆議院議員 代理理事 國務大臣 政府委員 厚生大臣 厚生省公衆衛生 局長	社会労働委員長 住 務作君	石野 清治君 佐分利輝彦君	玉置 和郎君 丸茂 重貞君 山崎 昇君 小平 芳平君	石本 上原 小川 半次君 神田 博君	高田 浩運君 森下 泰君 片山 基市君 浜本 万三君 黒須朝次郎君 柏原 ヤス君	正利君 泰君 正吉君 十朗君 浩運君 正吉君 河野 義男君	厚生省児童家庭 厚生省保険局長 厚生省年金局長 厚生省援護局長 社会保険庁医療 保険部長 社会保険庁年金 保険部長 厚生省社会局長 厚生省医務局長 厚生省業務局長 翁 久次郎君	局長 石丸 隆治君 厚生省医務局長 滝沢 正君 厚生省業務局長 宮嶋 剛君 厚生省社会局長 翁 久次郎君 厚生省環境衛生 局長 石丸 隆治君 厚生省医務局長 滝沢 正君 厚生省業務局長 宮嶋 剛君 翁 久次郎君
○委員長(村田秀三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。								
○社会保険基本法案及び母子保健法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、発議者柏原ヤス君から趣旨説明を聴取いたします。柏原君								
○国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出 出、衆議院送付)								
○薬事法の一部を改正する法律案(衆議院提出)								
○医療法の一部を改正する法律案(衆議院提出)								
○優生保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)								
○薬事法の一部を改正する法律案(衆議院提出)								
○国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提 出、衆議院送付)								
○柏原ヤス君 ただいま議題となりました社会保 障基本法案について提案理由並びに内容の概要を 申し上げます。								

である」と述べられているのであります。

人間性尊重の上に立つて、福祉国家の繁栄と発展を遂げるためにも、早急にこの長期展望を示すことが重要課題であります。

目標がなく対症療法的施策に終始するならば、わが国の社会保障水準はいつまでも低迷を続けるであります。

さらに、わが国の社会保障制度は、戦後において著しい進展を遂げたのであります。その発展の推移は百花繚乱のごとく乱立と分裂の歴史であり、制度に一貫性、総合性を欠いていることあります。そのため、いまだに不均衡で実行ある施策が確立されておらない状態であります。

また社会保障費は、五十年度の予算で一般会計に占める割合が一八・四%になつたと言うものの、これは当然増が大半を占めております。その上これまでの立おくれとインフレによる影響とを考えると、社会的不公正の是正を旗印として編成した予算とはとうてい思えず、ましてや、先進国並みの水準にするという努力は全く見られません。社会保障費は最優先的に確保し、早急に拡充強化する必要があります。

また、社会保障制度審議会の答申勧告が尊重されておりません。社会保障制度審議会が発足してから二十数年を迎えますが、その間社会保障制度に関する勧告を初め多数の答申勧告が提出されています。一部においては実施を見ているものの、大部分は軽視され顧みられていない状況にあります。したがって、社会保障制度審議会の権限を名実ともに高めるため改組する必要があります。

さらに、社会保障の国際的見地に立つて見ると、ILO第百二号条約、すなわち社会保障制度の最低基準の条約をようやく批准する動きのようです。が、遅きに失したと言わざるを得ません。さらに、第五十一回ILO総会で決議された第百二十八号条約、すなわち障害・老齢及び遺族給付に関する条約及び第五十三回ILO総会で決議した第百三十号条約、すなわち医療及び疾病給付に関する条約についても、これを早急に批准すべきであります。

す。

前述のとおり、わが国の社会保障の水準は、先進国に比較して十数年もおくれており、一日も早く障害を克服し社会保障の充実を図らなければ、悔いを千載に残すことになるであります。

平和国家・福祉国家の建設はわが国の国民的な終局の願望であります。

そしてその進歩の指標は、具体的には社会保障の整備統合、発達をおいてないのであります。

以上が本法案の提出の理由であります。

次に、本法案の大要について申し上げます。

第一には、社会保障に関する施策であります。

さきの提案理由の中で述べた社会保障の定義を具体化したものであります。すなわち一に国民の疾病、負傷、出産、老齢等の事故に対し充実した経済的保障であること。二に生活困窮者に対する生活の確保。(三に児童、老人、心身障害者等の援助)。四に医療及び公衆衛生の向上増進であります。

第一には、国及び地方公共団体の責務を明らかにいたしました。

第二には、年次報告及び社会保障整備五年計画の作成公表についてであります。政府が社会保障に関する策を講じた施策について国会に対し報告することとし、また社会保障整備五カ年計画の作成と公表を義務づけることとしました。

第四には、社会保障手帳についてであります。すべての国民について社会保障の記録を行うため社会保険手帳の交付を行つこととしました。

第五には、社会保障制度審議会の設置についてであります。設置される社会保障制度審議会の権限を

び地方公共団体が社会福祉、医療及び公衆衛生等に関する専門の知識及び技能を有する職員の養成を実行することを明記いたしました。

第九は、社会保障省の設置であります。社会保障の施策を総合的かつ計画的に遂行するため行政機関として、社会保障省を設置することにしました。

第十は、関連施策として最低賃金制、雇用の安定、住宅建設及び税制の改善等国民生活安定諸施策を推進することを明記しました。

以上が本案の骨子であります。何とぞ慎重審議の上、速やかに可決あらんことをお願ひいたしました。

わが国の母子保健活動は、昭和二十三年の児童福祉法によって実施されてまいりました。

しかしながら、母子保健対策は、母子一体の体系のもとに進めることが、母子保健水準の向上のため、最も必要であるという観点に立つて、昭和四十年四十九国会において母子保健法が制定されましたことは御承知のとおりであります。

このよつた母子保健対策の推進により、わが国の母子保健の現状は一步前進を示しているが、いまだに改善しなければならない点が少なくない 것입니다。

すなわち、先進諸国に比べて、わが国の妊娠婦死亡率はいまだに高率であり、また戦後著しい改善向上を見た乳幼児の死亡率、体位、栄養状態についてもその地域格差が依然として縮小されない等なお努力を要する課題が多く残されておりま

す。

第六には、社会保障費の優先確保についてであります。国は予算編成に当たつては社会保障の予算を優先確保するため条文の上に明記しました。

第七には、特別会計の設置であります。社会保障の収入及び支出は特別会計とすることとしました。

ILO百三号「母性保護条約」の批准さえできれば、この改正案を提出する次第であります。

第八は、専門職員の養成確保であります。国及

善を図ることを条件として了承する」と述べられておりますことは、いまなお御記憶のあるところあります。

さらに本法が、終始救貧対策にとどまっていたため実績が十分上がらなかつたことは当初から憂慮されていたものであります。

ILO百三号「母性保護条約」の批准さえできれば、この改正案を提出する次第であります。

第五には、出産費の支給を新たに設けました。

市町村長には、十万円を限度とし社会保障と調整してすべて出産費を公費で負担することといたしました。

第二には、健康診査であります。健康診査は、三歳児以外の幼児、乳児及び妊産婦に對しても行わなければならないようによくしてました。

第三には、栄養の摂取に関する援助を強化することとあります。妊産婦及び乳幼児に對する栄養の摂取に関する援助は、市町村長が栄養費の支給等を行わなければならぬことといたしました。

第四には、妊産婦の受診に関する援助の強化であります。妊産婦の受診に關する援助は、都道府県知事が医療費の支給等を行わなければならぬこととあります。

第五には、母子健康センターの充実であります。

母子健康センターは、市町村が必要に応じて設置することといたしました。

最後に、以上述べました五項目について国、都道府県及び市町村の負担割合を明記しました。

なお、わが党の医療政策としては、将来、出産費についてはは疾病と同様すべて医療保険の現物給付で行うこととする所存であります。

以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ

御審議の上速やかに御可決あらん」とをお願いいた

案の理由を御説明申し上げます。

○委員長(村田秀三君) 以上をもって趣旨説明の
たします。

案の理由を御説明申し上げます。
薬事法中薬局の開設等についての地域的制限に関する規定は、去る四月三十日最高裁判所において違憲であるとの判決がありましたことは御承知のとおりでございます。

○委員長(村田秀三君) 医療法の一部を改正する法律案、優生保護法の一部を改正する法律案及び薬事法の一部を改正する法律案以上三案を一括して議題といたします。

案の理由を御説明申し上げます。
薬事法中藥局の開設等についての地域的制限に関する規定は、去る四月三十日最高裁判所において違憲であるとの判決がありましたことは御承知のとおりでござります。

この規定は昭和三十八年第四十三回国会において制定されたものであります。が、本規定が憲法第二十二条第一項に違反するとの最高裁判所の判決にかんがみ、本案は、藥局の開設等についての地域的制限に関する規定しております薬事法第六条第二項ないし第四項等の規定を削除するほか、関

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

医療法の一部を改正する法律案、優生保護法の一部を改正する法律案及び薬事法の一部を改正する法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよに決定いたします。

○委員長(村田秀三君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

質問二、三大臣の見解を承つておきたいと思います。先般来、診療報酬におきます新技術料の問題等

に端を発しまして、医師会との間にいろいろ問題が生じておるようであります。私どもは、新聞報

道その他の報道しかこの内容を知ることができません。そこで、この機会に大臣からこの医師会と

の問題について、今日までの経過を御説明願うとともに、厚生省のとつてまいりました措置についてお聞きしたいと思います。

○國務大臣(田中正口君) 医師会等のいわゆる各種調査会、審議会等に対する辞任の問題でございましてもおわせて御報告願いたいと思います。

会が、次いで日本歯科医師会が五十年の二月七日、

また、日本薬剤師会は五十年の二月二十四日に、
それぞれ関係している各種の調査会、審議会等に

ついて辞任をいたしたいということで、辞任届を私のところに提出をいたしているのが事実でござ

いります。その理由については二師会ともそれそれ若干のニュアンスの違いがあるものとよってあります。代表的なものは日本医師会でございまます。

竹義助が、ものいは日本四輪会議に出席し、そこで、理由とするところはどうも各種審議会等に、あの人たちの言葉でござりますので、いろいろ問

題があるうと思いますが、どうもおもしろくない、

無学の徒輩という言葉を使っておりましたか、そういう人たちがおるということで、自分らとしては、こういうものには欣然参加ができるないという会のはたしか非常に簡単な理由であったようでございますが、三者ともそれぞれの理由が違っているというのが実態であります。まあ、これについてはいろいろな憶測がありますが、いずれにしてもそういうことでござりますので、私どもとしてもは何とか速やかにこの種の辞任届を撤回をしていただきたいということで、再三にわたって説得に努めてまいりました。その間、歯科医師会等はまたほかの問題も出てまいつたようでございまして、いろいろと問題は複雑になつてゐるわけであります。そこで、いろいろな経緯がございましたが、今日に至るもなお三師会とともにこの辞任届を撤回するという段階に至つていなければまことに残念であり、申しわけなく思つておりますが、法制上どうもこの種の調査会、あるいは審議会等に出てこない、辞任をいたしたいということに対して対して対処する一つの方法とというのが、法制上、あるいはまた仕組みの上でないというのが現実の問題であります。まあ、やめたいと言われば、是非が非でも出てこないと、こういうことについての法的保証措置がないというのが実態でございます。根強く説得に努める以外に方法がないというのが実態でございますので、今日までいろいろと努力をしてまいりましたが、いまだこの問題は解決をいたしておらないという事でござります。その間に起こりましては大変重要な件だと思ったから詳細に見てつきましてはお尋ねがござりますればまたお答えをいたしたいと思います。

○山崎君 簡単ないま報告があつたわけですが、私は日本医師会のニュース、あるいは医学雑誌、あるいは健康保険組合の資料等々、社労委員でありますから送つてまいります。私もこの問題につきましては大変重要な件だと思ったから

せてもらつておるわけです。私はどうしてもこういう言葉を使わなければならぬのだろうかと思う。ような言葉が使われている、たとえばこれは四月二十日の日本医師会のニュースでありますけれども、ざつとこれを要約すれば、武見さんの発言の内容からいきますと、「日本の現状は無秩序自由社会である」、「政治と財政の硬直化がその原因である」、「今日、経済成長は低成長になつてきた。低成長というものはは低空飛行と同じで、安定的な低成長というものはない。低成長こそ不安定成長である」、「あるいは健康保険組合というものは社会的不公正の最大の存在なんだ、あるいは大臣と事務当局との間に意見の食い違いがあつて、大臣は何とか一生懸命やつておるが事務当局がそれを誤らしでいるんだとか、こういう発言が相ついで報道されてまいります。したがつて、個々のいろんな点はあるといたしましても、世間からながめれば、法的規制の措置はないにしても、一体厚生省は何をしておるんだろうか、こういうことを言われてまで厚生省は一体どういう態度をとつておるんだろくか、国民は不信感でいっぱいあります。まああなたから簡単な報告がありましたけれども、これで国民が納得できる筋合いのものでないと思う。したがつて、もう少し、団体でありますから、余り行政が立ち入ることも私は不可能な限界があると思う。それにいたしましても、一体、厚生省はこの医師会、歯科医師会、薬剤師会の今日の現状を見るとときに放置すべき問題ではないんじやないか。せんたつて、あなたの方は、歯科医師会の代表も呼んだようありますが、中原さんは来ない。こういうことに対して一体、これから厚生省当局はどうされるのか、この国民の医療という問題について一体どういふふうにあなたはされいくのか、私はきわめて遺憾な状態だと思つうんです。後ほど聞きますけれども、たとえば歯科医師会におきましてもそつてあります。これは三月二十五日の「健保ニュース」の一節です。特に、奥野といふ兵庫県の歯科医師会長は、中原氏は国賊だとまで言つておる。一体、会長は國賊で、こういう

者に私どもの歯の治療を任せたるわけにいかなくなつてゐる。こういうことが、もちろん時の勢いだからいろいろな発言あるかもしません。団体でありますから、いろんな発言あるかもしないにいたしましても、こういうものが堂々と報道されたり。こういうことに対しても、一体厚生省は何をやつてるんだろうか。そして、たまさか実はテレビ対談等見ると、まるつきり学校の先生にもの教えてもらひような厚生大臣の姿というのがテレビに映つてくる。これはあなたでありますんでしたが、前もそうである。こういうことを考えると、厚生省当局というのは、本当にいま問題になつてゐるこの医療問題、歯の問題、薬の問題といふものをどうされるというのか、もう少し詳細に聞くと同時に、厳とした私は厚生省の態度というものを聞きたい。

○國務大臣(田中正巳君)　いろいろと三師会の問題についてお尋ねがございました。内容は、いろんなお話をございましたが、一様ではございません。たとえば歯科医師会の問題については、これは歯科医師会内部におけるいろいろな争いの問題に端を発した内部組成の構成の問題、運営の問題というの、どうも今日フットライトを浴びてゐるようでありまして、こうしたへゲモニー争いのようなものの中において、当事者がいろいろ申ししている言葉の中に不穏なものがある。というふうには思いますが、これとて、私どもが余りこうした公益団体が、公益法人が紛争を続けることは望ましくないということで、先般も私はこれに対して注意をいたすべくいろいろ努力をいたしたわけあります。ただ、団体自治を侵すことできるだけ私としては避けました。特に、この歯科医師会の内部につきましては、当事者が銳く鋭角的に対決をしておるものでござりますから、うつかりいたしますると、私どもの言動がどちらかのサイドに力をかすといふようなことになつてはおもしろくないということを細心の注意を払いつつも、今日の歯科医師会の現状というものは放置することができない、速やかに正常的な

運営をするようにということを申しておったわけ
であります。会長が出来なかつたことについては、
いろいろの御批判がござりますが、これ等につい
ては、また御発言があればお答えをして結構だと
思いますが、いずれにいたしましても、当日、会
長が出てこないことにについて、われわれも非常に
苦慮し、協議をいたしました。しかし、出てこな
いというものについて、これを是が非でも出でてこ
いと、こういうことを言つても处置ない、それよ
りも代理者をもつて速やかにこの問題について注
意を促した方がいいという判断のもとに、そのよ
うな措置をとりました。会長さんが出てこなかつ
たことについては、私としてはまことに遺憾で
あつたというふうに思います。

また、医師会の問題については、かねがね医師
会は相當に言論の活発な団体でございまして、い
ろいろな表現が昔からございましたが、典型的に
世間で問題になつているのは、中医協に参加をす
る、あるいは辞任をするという問題でござります
が、中医協の問題については、どうも法制上、こ
れに出てこないからどうのということは実はあま
りないようでございまして、診療報酬の改定がで
きませんよといったようなことだけがまあ一つの
制約になつてゐるものというふうに思われるもの
ですから、したがいまして、私どもとしては、根
強く参加方を説得する以外に方法がございません
よ。かようなことで、今まで説得に努めてまい
りましたが、いまだに事態の解決はできておらな
いというのが現状でございます。

○山崎昇君 何にもてきておりませんのが現状で
ございますと、あなたはこう言う。しかし、国民
の方から言えば、この混乱によつて医療はどうな
るんだろうか。とりわけ歯医者の場合には差額徵
収というのが現実に行われてゐる。膨大な金を取
られて、歯の痛みに苦しんでゐる。こういうもの
を一体あなた、じゃあ、いつをめどに、どういう
ふうにして收拾するというのか。そうでなければ、
厚生行政なんかないことになつちやうじやないで
すか。

○國務大臣(田中正巳君) おっしゃるとおり、差額徴収問題につきましては、中医協におきまして、歯科差額問題に關し諮問をいたしまして、中医協において歯科部会というのを設置いたすべくいろいろと今日までやつてきたんですが、途中でこれが辞任問題とからんでストップをしているわけであります。しかし、この歯科差額徴収問題、これは別に差額徴収だけではございませんで、いろいろな問題がこの中に含まれておることは、先生御案内のとおりであります。こうしたような診療における秩序の乱れというものも正すべく、中医協の場においては問題が進展をいたしませんもんですから、厚生省としてはいろいろな対策をとり、歯科医師会を當時呼んで、かようなことについてえりを正すようにということについて要請もいたしました。また、当方をいたしましては、苦情処理の機関というものを全国的に設けまして、いろいろとそうしたことについて、国民の苦情を聞き、そして、行政の立場においてこれを事前に防止する、ないしはまた遺憾な事態があることについては行政監督をいたしまして、この問題の解消に努めているわけでありまして、全然何もしておらぬということではございません。したがいまして、歯科診療における秩序の乱れというものについては、中医協の場における解決はただいまのところ望み得ないのでございますが、その他の方法では、鋭意いろいろ努力をし、承るところによりますれば、從来よりはかなり実は改善が具体的にはできてきたといふに思っていますが、全面的にこの問題がまだ解消したという段階には来ておらないようであります。まあ、いずれにしても、そうした方法をもつて、やむを得ませんもんですから、いろいろな場においてこの種の問題の解決のために努力をいたしていることだけは事実でございましておきたい。

武見さんの方が、厚生大臣は何か一生懸命効率あるようなんだが、事務当局がけしからぬと、あなたと事務当局との間に食い違いがあるのかどうか。こう言うから私は聞いているんですよ、それが一つ。

す。辞任届は私は認めでならないわけでありまして、お預かりをしているという状態でござりますので、辞任をはつきりしたということではないと、いうのがまず第一の既定における実態でございます。

少なくとも厚生当局の態度としては今後こういうことのないようになります。それならそれで私は一本筋道が通ると思うんだが、どうですか。

○国務大臣(田中正巳君) この問題については確かに国民の間に非常な違和感を感じてはいることは

九年の七月から八月三十一日までの間でござります。対象にいたしましたのは、出産後一カ月以上四カ月末満の授乳中の産婦とその乳児ということございまして、都市地域、農村地域、漁村地域、それからP.C.B.を製造または使用していた工場の

それから、せんだつて辞任を申し出でいる中原さん、審議会に出席をする、これが新聞報道でも「ヘンですね中原会長」と、こういう表題で出でている。こういうことについて、もし厚生省がその審議会に出席することを認めて、それによつて物事が決まっていくと、いうならば、この辞任そのものは全体的に認めてないという態度になるんじやないか。しかし、いまの説明では、来ないものをどうしようもありませんと、自分の都合のいい方だけは来るけども、ほかのものは来ないんだ。こういうことをあなた方は許すのかどうか、この点は明確にしておいてもらいたい。

○國務大臣(田中正巳君) 医師会長が事務当局と私の間に意見の違いがあるというようなことについてのお話は、私も聞いております。私は、自分の部下が私と意見が違つておつたり、私の言つたことを聞かないなんということを考えてはおりません。したがつて、これについては、私はこの所説は当たらないものというふうに思つておりますが、さよつと先方さまは思つていらっしゃるだろうと思ひますんで、これについては、さよつなことはないはずであるということを申上げておりますが、なおお信じ切つておるようでございまして、この問題は問題の解消ができるないといふことであろうと、いまだにできておらないといふことだらうと思いますが、私どもといたしましては、大臣である私と事務当局との間に意見の違いはありませんし、事を運ぶ場合は、私は事務当局といろいろと相談をしてやつていくというのが今までの姿であります。

そのほかに、この審議会の委員というのは役職指定でございまして、実は日本歯科医師会長がこれに当たるということになつておりますので、これを辞任するということは、法制的に申しますれば日本歯科医師会長をおやめになるということですねればこれは辞任ができないという実態を持つておりますので、したがつて、そういうところからいろいろと解釈の違いが出てくるものだと思思います。中原さん御自身が一体どういうお考えでお出になつたのか、これについては私はつまびらかにしておりませんが、あの節にもいろいろ議論がありました。あなたた一体ここへお着きになるんでですか、それともどうなんですかということはつきり聞いて席に着かせるべきだったという批判もありますが、私も実はこれについて後ほど聞いたわけでございまして、若干どうも妙な違和感を感じますことは事実でございますが、分析してまいりますると、そういう複雑なバックグラウンドがあるということを申し上げておきます。

○山崎昇君 そうすると、職指定だから出てきたのはやむを得ませんと、あなたの答弁から言つと。私どもから言うと、やめますと言つておって都合のいいのは出てきます、それはやむを得ません、こつちは出てこないはどうしようもありません。そんな、そういう態度であなた方臨むんですかと聞いている。そうでなくて、出るなら全部やつぱり出でらわなければ困る、こういうきちんとした行政当局の態度として臨むのかどうか。そこ辺を聞いてるんです。これからいくと全く不思議です、それはだれが聞いたって。都合のいいのは出でいく、都合の悪いのは出でていかない、私は辞任せし出をしております、こんなばかなことを行政当局が、少なくとも大臣が考えておつたら大変だと私は思う。そうでないと思う。そうでないが、

あつた周辺地域というものを調査対象の地区にしたわけでござります。

その結果を申し上げますと、まず、P.C.B.は検体母乳の全例、これは五百五十六検体ございましましたが、五百五十六検体から検出されたわけでござります。そしてその全乳当たりのP.C.B.の濃度別の分布というのは、最高値が〇・一PPMでございました。前年まではその最高値は〇・二PPMであつたわけでござります。それから平均値を見ますと〇・〇二八PPMでございまして、四十七年の平均値の〇・〇三五PPMなりあるいは四十八年度の平均値の〇・〇三二PPMに比べますと、漸減しているデータが出たわけでござります。それから地区別に見ますと、農村地区が低くて漁村地区はほかの地域に比べますと高い値を示しておりますわけでござります。

それから地域別に見ますと、前二回の調査と同じように、いわゆる西高東低と申しますか、東日本側が低くて西日本側が高い値を示しておるわけでござります。特に、西日本の中でも瀬戸内海の周辺あるいは太平洋側の地域に高い傾向が見られるということでござります。しかし、全般的に見ますと低い濃度に移行しておることは事実でございます。

それから、その産婦と乳児につきまして問診をし健康診査をしたわけでございますが、問診の結果を見てまいりますと、やはり魚類の摂取の多い産婦にP.C.B.の濃度が高い例が多くございました。それから健康診査の結果、産婦及び乳児のすべてについて一般健康診断を実施し、これは油症の診断基準を使ったわけですが、それに見ますと、その中で三割ぐらいの産婦、二割ぐらいの乳児の精密検査が必要だったわけですが、いすれにしましても、四十七年、四

十八年の健康診査と同じように、母乳中のPCBに関連すると思われるような所見が見られなかつたということでございます。

簡単に要約いたしますと、母乳中のPCBの濃度というのは四十七、四十八年の調査に比べて明らかに減少の傾向を示しております。それから産婦、乳児の健康状態については、前回あるいは前々回と同様健康被害がなかったということでございます。

○山崎昇君 これは時間ないから中身そつ詰めるわけにまいりませんが、ただ、この報道によりますと最後にこういう結びになつていて。それは現在ではPCBの慢性毒性がよくわかつておらず、PCB中毒と断定できる診断方法が確立していない。PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)が、日本の中にも含まれていたことがわかつてきました。また、「母乳中の塩化物の分析はしていない。さらに、毒性がPCBの二百一五百倍といわれるPCB中毒と断定できる診断方法が確立していない」とこう言っている。したがつて、これについて今後厚生省はどういう方針をとつて臨まれるのか。また、「母乳中の塩化物の分析はしていない。

PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)が、日本の中にも含まれていたことがわかつてきました。また、「母乳中の塩化物の分析はしていない」という点から言うと、最終的な結論として「母乳児をすすめる方がよいが、今後も警戒を怠つてはならない」と、こう言っている。言つならば、多少漸減傾向にあるということは出でてきたが、まだ医学的に言うならば、あるいは医学的に言いましてもわからぬ点があるし、問題はその診断方法も確立していないと、こう報道されているわけです。私も専門家でありませんからよくわかりませんが、そういう意味では、厚生省は今後こういう点についてどういう方向をとられるのか。これはやっぱり予供の問題であるだけに、あるいはお母さんのおつぱいの問題であるだけに私は深刻だと思いますから、その点についての今後の厚生省の見解があればお聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(上村一君) 今後の対策でございますが、PCBの生産が停止されまして、それから排出規制が行われた、あるいは妊娠に対する保健指導が相当浸透してまいりましたので漸減してきま

たわけでございますけれども、今後とも有機塩素剤による影響の有無というものを把握する必要があると思われますので、五十年度におきましてもうつもりでございますし、さらに、今まで実施してまいりましたPCBの人体への移行なり影響、代謝といった面の研究成果というものを有効に活用しまして、妊娠なり授乳婦なり、あるいは乳幼児の健康診断、あるいは保健指導というものを一層徹底させてまいりたいというふうに考えております。

○山崎昇君 それと関連して、大臣ね、最近やっぱり薬公害という問題がものすごく大きいですね。したがつて、私は個々に挙げませんが、いまも苦しんでおるカネミ油の問題とか、一応は補償問題が終わったといえども森永ミルクの問題でありますとか、最近はまたストマイの関係で全国的な調査というものが要請されてきてる、あるいは合成洗剤の問題も出てきてる。言つならば、この薬全般についてずいぶん問題がいま提起をされてきています。そういう意味では、これから薬務行政というのは私はものすごく人間の命に関連をして大きな課題だと思うんですが、あわせて最早に多少のやりとりがあるようであります。そこでお聞きをしたいのは、生活保護で苦しんでいる上に、さらにはそういう公害あるいはその他の事故等で大変な苦しみが上積みされてくる、そういう者に対しても、補償が別途来たときにそれを生活保護費から差引くなんというやり方は、私は少なくとも政治家としては考えられないし、行政として最もそれは考え方があるんだじゃないか、こう思つてます。それでも公害の問題について大臣はこれからどういう方向でやっていかれるのか、見解を聞いておきたいと思う。

○國務大臣(田中正巳君) 詳細は事務当局から答弁をいたさますが、薬ないしは添加物あるいは日常物資等についていろいろな被害の問題いろいろと国民の間にも関心が高く、現実に一部にはいろいろと被害も出でるものでございますから、今後この種のものについては鋭意ひとつ努力をいたしまして、厳重にこれの取り締まり、指導をやつていきたいと思っております。具体的には、製薬許可について相当厳密にこれをやつしていくこと。それからまた添加物等についての洗い直しをこれをさらに実行をすると、それからまたの取り扱いについて、かねがね社会的に問題に

再度の見直しをするといったようなことをやつて安全を期していきたいというふうに思つております。なお、その場合であつてもなおかつ不測の事態が起こった場合には、これについてまた今後どうするかということについての対処の仕方についても目下検討をいたしているわけでござります。

○山崎昇君 それでは、PCBの問題に関連した薬の問題については、これも改めてやりますが、ひとつ十分な配慮をしながらやつてもらいたいと申します。それから次に、せんだつ生活保護法の問題に關連をして、公害等で実は費用が出た者については一部——大阪市であります。特別生計費として認める、言つならば生活保護費から控除しないひとつの態度が表明されまして、厚生省との間も少しことに多少のやりとりがあるようであります。そこでお聞きをしたいのは、生活保護で苦しんでいる上に、さらにはそういう公害あるいはその他の事故等で大変な苦しみが上積みされてくる、そういう者に対しても、補償が別途来たときにそれを生活保護費から差引くなんというやり方は、私は少なくとも政治家としては考えられないし、行政として最もそれは考え方があるんだじゃないか、こう思つてます。それでも公害の問題について大臣はこれからどういう方向でやっていかれるのか、見解を聞いておきたい。

○政府委員(猪久次郎君) 生活保護と他の法律に基づく給付との関係について御質問でございますのでお答え申し上げます。ただいま御指摘がございましたのは、大阪市におきまして、従来公害に基づくいろいろな被書を受けられた人々に対して市の単独の手当として支給されておつたものでござります。で、昨年公害補償法が成立をいたしまして公害補償法に基づきます医療の給付あるいはその他児童に対する給付等のものも給付が法律によつて支給されることになつたわけでござります。で、それ以前におきまして大阪市がやつておりましたものは、厚生

省といたしまして、これは市の方で公害の患者さんに対するいわば見舞い的な給付であるということで、生活保護法からは収入認定にいたさないとして、生活保護法から成立いたしました公害補償法に基づきます給付は、生活費的なものからあるいは特別な需要に基づく給付といういろいろな種類がございますので、医療その他特別な給付に基づくものにつきましては生活保護としての収入の認定はいたさない。しかしながら、生活保障的な色彩のあるものにつきましては最高七千五百円まで收取してこれを加算するという措置をとつたのであります。したがつて、ただいま御質問のございました大阪市の給付につきましては、新しい公害補償法に基づく給付に吸収されました関係で、市の方でただいまそついたものについてどう扱うかということを検討していると、かよう前に聞いておきたい。

○山崎昇君 これ大臣ね、私は、生活保護法で生活されるという方は最低ですね、その上にこういう思ひます。自分の事故であります、國の政策の結果であつてもあるのはその他の結果でありましたも、公害でありますとかその他が上積みされてくる。それに基づいていろんな補償その他がとられるときに、生活保護を削るなんという考え方には改めるべきじやないですか。単なる收入だけで物事を考えるというやり方は私は改めるべきだと思つ。精神的苦痛というものは大変なものだと思うのだ、これは。そういう意味では生活保護法に対する物の考え方を私は根本的に改める時期に来てゐるのじやないか、こう思つんです。具体的にはいまこの点だけ中心に聞いておりますが、大臣の所見だけ聞いてこの問題も後日に譲ります。

○國務大臣(田中正巳君) 生活保護法における収入認定の問題、これは現行生活保護法の中に流れている原則、原理、特に補足性の原則との絡み合いでおいていろいろと問題が出てくるわけであります。したがいまして、私どもとしてはこの問題

なつておることでござりますので、できる限りこの種のものについては社会の常識、実情と合わせるよう努めをしてまいりますけれども、やはりこの中に生活費的なものが入つておる場合においては、この生活保護法と他の収入との中の性質によるんであります。他の収入の中の生活費的なはつきりしたそういう性格のものについては残念ながら収入認定をせざるを得ないというが、生活保護法の原則から言うとそういうことになるわけでござりますが、これはできる限りそつとした他の給付なり所得の性質というものをお温かい配慮で解釈いたしまして、できる限りそうした要望にこたえるようにいたしておりますが、これにもやはり生活保護法の原則との間に限度があるということだらうと思います。できるだけ温かい措置をとつていくよくな方向で進みたいということは異存がございません。

○山崎君 原則原則と言つけれども、そんなものがあんたつくつから何年たつてますか。世の中は変わつていくわけですよ。本人の事故じゃありませんよ。これは。ですから、きょうはこの程度にしておきますが、その原則そのものについても私は厚生省はもう考え直す時期じゃないですかと聞いてるんです。とりあえずはこの生活保護費の問題についてはもつと彈力的に私は運営してもらいたいと思う。もつとその苦痛というものに対して目に見えないものがあるわけで、そういうものに対して行政といつものはもう少し対応してもらいたい。そういう意味で、いま法律を直していくわけいやありませんから申し上げませんが、少なくとも彈力的な運営をされるものだと私は理解をして次の質問に移りたいと思つんです。もうほとんど時間なくなつてきましたから本題の年金問題でお聞きをしていただきたいと思います。

そこで、先般来この老齢福祉年金の性格については大分議論がありました。私も重ねて大臣にこの老齢福祉年金の性格というものをどういうふうに厚生省は理解をしているのかお聞きをしたい。

○國務大臣(田中正巳君) 福祉年金の性格につい

では、結論的に申しまするにいたしましては、その確たる性格づけというものについての定説が私は定着しておらないというふうに解釈するのが正しいだらうと思つております。しかし、傾向論といたしましては国民年金法ができたときに、国民年金に、拠出制年金に乗らない人たちに対して、いわゆる経過的、補完的年金として、何も差し上げないのはいかがかということでいさきかでも微意を尽くそうということことで始まつた制度であることは先生御案内のとおりであります。月千円、昭和三十六年ごろであつても千円というものは決して生活を支えるに足るようなものではなかつたことは事実であります。しかし、その後国民の間のこれに対する感覚といつもののが、受けとめ方といつものが非常に変わつてしまひました。そこで、いまや私どもとしてはできる限り生活を支えるに足るようなものにいたしたいと思つて今日努力をいたしておりますが、しかるるんな事情でそのようなものに万度に行つておらないというのが事実でございまして、この福祉年金というものを理想としては生活を支えるに足るようなものにしていかになりませんが、しかし現実はそう言い切れるほどものになつていらないというのが実態であろうと、いうふうに思います。

○山崎昇君 私は、そんな諸説をいろいろ聞いてゐるんじやないんです。厚生省はどういう理解のもとにやつてゐるかと聞いてゐるんです。あなた自身はどう考えますか。これは年金ですか、手当ですか、単なる贈与金みたいなのですか、あなたの自身の見解を聞いてゐるんです。

○國務大臣(田中正巳君) これについては私の見解を申し述べると言われますれば、できる限り速やかに生活を支えるに足る年金に近づけていきたいというふうに思つて努力をいたしておりますが、まだそこまで行つておらないというのが事實でございます。

○山崎昇君 そこで、これは新潟日報社という新聞社が書いた「みんなの階段」という本です。この中の一説に厚生省の、いまおるのかいのなか

わかりませんが、板山厚生省老人福祉課長補佐が新聞記者に答えていた。「福祉年金はアメ玉。掛け金きよ出のない全額税金からの支出で、年金ではない。国民年金発足のときすでに老齢で、年金システムからもれた人をカバーする老人手当」でありますと、こう答えていた。このとおりですか。これはあなたの方の事務当局が答えたというんであります。一体こうなると私ども国民年金法で議論しておりますが、性格が抜けちゃう。あなた方は年金と考へてないんじやないでしょうか、どうですか。

○國務大臣(田中正口看) 社会局の課長補佐がいろいろ申ししたことであろうと思ひますと、役所を代表しての発言ではなさそうございますが、もしそれが今日時点における厚生省の考え方といふものを代表するということになればこれは間違いである、けしからぬ発言であるということになろうと思います。私どもが今日福祉年金について考えているところはいま私が申したのが正しいといふふうに申し上げて差し支えなかろうと思います。

○山崎昇君 そうすると、いまのこれ誤りですね。重ねてこの人は「あと二十年、いや三十年。日本の老人にとつては暗黒時代、ってわけです」とこゝうなる。あなた方は国会でいぶん美しい言葉で言っておるけれども、現実にやつておる事務当局の方々はこゝいう答えしか出でこない。これから二十年も三十年も一体暗黒時代をあなた方懲定をして法律をやつしているとしたら大間違だ、老人は救われませんよ。これはまた撤回しますか、こんなことを。これはれっきとした本である。こうりませんが、いずれにしても私どもいろんな資料を見てみると、大臣はここでは大変政治家ですかから美しい言葉で言つたが、事務当局はそこまで意思統一してないんじゃないんだろうか、きわめてずさんな考、考え方を持つていてんじやないだろうか、こう思つんですが、どうですか。

○國務大臣(田中正口看) 老人福祉課の課長補佐

が、どういう背景とどういう目的でそういう不用意な発言をいたしたか私どもは調べてみたいと、かように思つております。事実はさうなことでございません。また、私が事実以上に誇張して真摯に私どもはきつきから申し述べている方向に努力をしなければ御政道向きが立たないと思ってやつてゐるわけでございまして、それをわが省の課長補佐があれこれ個人的に発言をしてゐるということについてはきわめて私は遺憾である、役所に帰りましてよく究明をいたしてみたいと、かよう思つております。

○山崎昇君 そつすると、あなたの考えとしては、こういうことはありませんと、老人の前途は明るいんですと、そつしますと厚生省は考へてみると、こう私は確認をしておきます。

そこで、この間も私は特別児童手当のときにお聞をしましたけれども、もう一遍この支払い期日についてお尋ねをしておきます。いろいろ調べてみますと、ずいぶん年金でありますとかその他の手当でありますとかござりますが、これが年一回、年三回、四回、毎月払いともつきざまであります。加えて、法律でそのものが決められているものあれば法の施行令で決めているものもあればこれまた不統一です。重ねてお聞きいたしますが、どうして、弱者の救済と言うなら、この年金あるいはその他の手当等は毎月払いにできないのか。これはこの間は事務的にかなり苦しい、それが整備しなければできない、特に郵政省のホットラインの設定が前提だという話もありました。それは私も承知をいたしております。しかし、重ねて私はこの支払いの問題についてはもっと前進さすべきじゃないかとどうしても思えてならぬのです。だからいま年三回のものならば年四回にするとか、年四回のものなら年五回にするとか、こう考へてほしいと思うのです。特に戦傷病者戦没者遺族等援護法の給付金は年一回、通算老齢年金も年一回、全く後追いもいいところです、こういうものは、ですから、この機会に改めてこの支払ひ問題につ

り食品衛生調査会の場面におきまして専門家の諸先生の意見をわれわれ聞いておるわけでございまして、今回はそういったことで、データとして古いというようなものだと思うわけでございます。

さらにこのサッカリンにつきましてその後繁殖試験——これは六世代にわたる繁殖試験の実験あるいは催奇形成の試験、そういうものがその後新たに報告をされておりますので、そういう新たな新しい報告についても参考にされたというふうに考えております。

○日黒今朝次郎君 私、大分高田先生に聞いていたる話と局長の話、違つんですがね。高田先生は十四日の委員会でこいつの問題について十分に慎重に審議をしてほしいと、そういう問題提起をしたけれども、斎藤さんですか、斎藤部会長がもうWHOでやられているからそんなのいいじゃないかと言つて、十分な審議もしないままに懐重したがつて、高田委員としては非常に不満であるし、何でもかんでも外国に依存するやり方については承服できないと言つて、私に対して非常に不满を言つておられるわけなんですね。ですから、いま言つたことは局長はきれいなことを言つておられるけれども、短時間でもう不間に付されたといったのが実態ではないですか。必要であれば高田委員を証人に呼んで当時の状況を聞いてもいいんですよ。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま先生御指摘のデータは、私が最初にお答え申し上げましたベルギー大学のデータだと思つてございまして、これが取り扱いにつきましては、ただいま先生御指摘のよう、一九七三年の報告でございまして、七四年のWHO、FAOの専門家委員会においてこの論文が評価をされており、こういう実態があつたものでござりますので、ただいま先生御指摘のように斎藤部会長、これは毒性部会長でございますが、斎藤部会長がWHOでこのデータそのものがすでに評価済みである、こういう発言があつたというふうに記憶いたしております。

○日黒今朝次郎君 その辺は私が高田先生から聞いている話と少くとも権威をもつて答弁し

てあるでしょから、当時の詳細な議事録があつたらぜひ議事録になつておりますので、非常に細かい点、そういう点ではこの議事録がお役に立つかどうかわかりませんが、整理いたしたいと思います。

○政府委員(石丸隆治君) 食品衛生調査会はこれは要点議事録になつておりますので、非常に細かい点、そういう点ではこの議事録がお役に立つかどうかわかりませんが、整理いたしたいと思います。

○日黒今朝次郎君 私は少なくも国立衛生試験所の池田先生ですか、出したものについてある委員が反論する、あるいは問題提起するという場合には、私はそれなりに意義を持っていると思つんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(石丸隆治君) この食品衛生調査会の議事録につきましては、從来からいろいろ苦労的確に私は保存されでしかるべきたと、こう思つますが、いかがでしょうか。

○政府委員(石丸隆治君) この食品衛生調査会の議事録につきましては、從来からもいろいろ苦労しておるわけございませんが、われわれといたしましても、ただいま先生御指摘のようになりますが、その審議内容を忠実に表現できるよう今後とも努力いたしてまいりたいと思っております。

○日黒今朝次郎君 それは議事録を見てからまた調べたいと思います。

それから、厚生省からもらつた突然変異に関するデータが一編ありましたね、この突然変異に関するデータ一編のやつは製薬会社であるバイエル社というところのデータだそうであります。このデータについては、ベルギーのルーベン大学のデータについて、ベルギーのルーベン大学のデータについて、ベルギーのルーベン大学のデータについて、WHOもいろいろまだ検討をつけてございまして、WHOもいろいろまだ検討をつけてございまして、これだと決まりますのは世界じゅうでわが国だけです。わが国ではそういうふうに昨年まで満足とは言えないので、不十分なものだといいます。WHO自身がこの方法によらないんだと云つては、私はどんなに説弁をしようと企業寄りだと言われたってしようがないです。WHO自身がこの方法によらないんだと云つては、私はどんなに説弁をしようと突然変異に関する調査会のデータはきわめて満足とは言えないので、不十分なものだといいます。WHO自身がこの方法によらないんだと云つても弁解しますか。

○政府委員(石丸隆治君) このサッカリンの変異原性に関する実験につきましてはいろんなデータ

タがあるわけでございまして、そのうち一つといつたしまして、ただいま先生御指摘のバイエルの報告があるのでございまして、これは先生御指摘のよう有名な製薬企業のデータでございます。たしまして、ただいま先生御指摘のバイエルの報告があるのでございまして、できるだけわれわれといたしましては学会に報告されたものあるものはよつていいという点が指摘されておるわけですが、必ずしもWHOの方法というものはよつていいという点が指摘されておるわけですが、そういつた点、ほかのいろんな変異原に関する実験データ等も参考にいたしておるわけございますが、今回国立がんセンターで行ないました実験等につきましては、まだ学会に発表されていないという、そういう段階のものでございましたので、そういう点におきましては正式の資料ではないということは言えると思ひます。

○日黒今朝次郎君 都合のいいときはWHOを使つて、都合の悪いときはWHOを逃げてしまつて、それが何でも外国の資料を使う、それも結構でしようけれども、やはり食品衛生調査会でこそは、なぜそこまでみずから過る、みずから研究する、そのデータを使うという努力をしないんでしようか。どうもこのところ私は戸外においかがでござりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(石丸隆治君) この変異原性に関する試験方法でございますが、これは先生御指摘のように、わが国では昨年これを作成いたしたわけです。ただ、変異原性に対します試験方法を定めておりますのは世界じゅうでわが国だけです。わが国ではそういうふうに昨年まで満足とは言えないので、不十分なものだといいます。ただし、突然変異と申上げましょか、変異原の実験の評価についてはいろんな議論がまだあります。WHO自身がこの方法によらないんだと云つても弁解しますか。

○政府委員(石丸隆治君) この調査会の中におきましても、突然変異と申上げましょか、変異原の実験の評価についてはいろんな議論がまだあります。これは事実でございまして、そういう中で現在使つてているものが最もいいかどうかという点につきましては、まあ、これは学者によつていろんな意見があろうかと思つております。

なお、われわれといつたしましては、今後ともこの変異原の実験の方法を定めた上でございまして、今までの添付物を含めましてすべての添付物を今後洗い直すということを現在計画中でござります。

○日黒今朝次郎君

○政府委員(石丸隆治君) 調査会に提出いたしました実験データ等につきましては、できるだけわれわれといたしましては学会に報告されたものあるものはよつていいという点が指摘されておるわけですが、必ずしもWHOの方法というものはよつていいという点が指摘されておるわけですが、そういつた点、ほかのいろんな変異原に関する実験データ等も参考にいたしておるわけございますが、今回国立がんセンターで行ないました実験等につきましては、まだ学会に発表されていないという、そういう段階のものでございましたので、そういう点におきましては正式の資料ではないということは言えると思ひます。

○政府委員(石丸隆治君) 調査会に提出いたしました実験データ等につきましては、できるだけわれわれといたしましては学会に報告されたものあるものはよつていいという点が指摘されておるわけですが、必ずしもWHOの方法というものはよつていいという点が指摘されておるわけですが、そういつた点、ほかのいろんな変異原に関する実験データ等も参考にいたしておるわけございますが、今回国立がんセンターで行ないました実験等につきましては、まだ学会に発表されていないという、そういう段階のものでございましたので、そういう点におきましては正式の資料ではないということは言えると思ひます。

○日黒今朝次郎君

○政府委員(石丸隆治君)

○日黒今朝次郎君

いつでも——堂々めぐりしておってもきわめて不明朗な不十分なものであるし、安全性については確認されていないと言つても過言ではないと思ひます。これ以上時間がもつたいから言ひません。

それからもう一つ、サツカリンの慢性毒性に関する報告、これはサツカリンの無作用量ですか、これに関するデータが1、2、3と、No1、No2、No3と、こう出でるんですが、このデータを見ますと、No1の場合には五百ミリグラム、これは一・〇%ですが、五百ミリグラム、それからNo2の場合には二百五十五ミリグラム、これは〇・五%という数字をここにもらいました。No1が一・〇%——根拠ですね。それからNo2が〇・五%、それからNo3が八百十ミリグラム、こういうデータで判定の資料を出しているんですけど、この中でみな体重増加抑制及び死亡率の増加は認められないということになっていますね、No2の場合には、見ますと、これはおたくの方からの資料ですから、局長首曲げているけれども、これについて私ちょっと見てもらつたのですが、たとえば、局長これ見てください、おたくのぶ厚い資料一回整理をして。この黒い線がサツカリンを全然やつてない数ですよ。それで、赤い線がサツカリン八百十ミリグラム、おたくの方は、死亡率の増加が認められないということが言えるんでしょうか。これはこの黒線と赤線の斜めにした線の分だけこれはネズミは死んでいるんです。これで死亡率が認められないということが言えるんでしょうか。どうでしようか、おたくが使った資料ですから。私はりここの斜線の分だけネズミが死んだと、こう思うんですが、このデータから見ますと、それで、この報告書はちょっと事実と間違っているんじゃないですか。

存率——これは死亡率といいましょうか、生存率のカーブのようになつておるわけでござりますが、この生存率のカーブをどういうふうに評価するかという問題でございます。このムンローの、いわゆるムンロー自身がこの実験をどういうふうに評価をしたかという報告があるわけでござりますが、一つは、先生ただいまお見せいただきましたこのカーブは、恐らくこれは雄の方のカーブでございまして、その次に雌のカーブがあるわけでございまして、雄と雌との間に非常に大きな差があつて、雌の方ではほとんど差がないという、そういうデータがあるわけでござります。これをどういうふうに解釈しているかという問題でござりますが、性別に見た場合に、雄のラットと雌のラットとの間に差があるというようなことが一つの問題点に指摘されておるわけでござります。さらに、この雄の方を見ました場合に、これを統計的にいろんな処理をしておるようでございますが、その結論だけを申し上げますと、二百七十ミリグラム・バー・キロ・バー・デーのところにおいて有意の差があつて、ほかのところでは差がないといふ、いわゆる統計的に見た有意の差がないといふような結論と申し上げましようか、そういう意見が出ておるわけでございまして、そういったことを考えてこのムンローの実験そのものを評価いたしまして、いわゆる最大無作用量をこの実験から考へると、どういうことが果たしていいかどうかということが議論になつたわけでござります。で、もともとこの実験そのものが、アメリカにおいてサッカーリンによるがん原性が証明されたその後におきまして、このアメリカのがん原性の実験を追試するという意味でこの実験が行われたわけでございまして、実験方法そのものから考えましても、最大無作用量をこの実験から考へることが適當であるかどうかといふことが問題になつたわけでございまして、したがいまして、最大無作用量を今回の食品衛生調査会で採用いたしておりますのは、これ

〇日黒今朝次郎君 時間がありませんから、長々と答弁しておりますが、雌はこうだと、雌はこれだと言いたいんでしよう。
それからもう一つは、この同じ資料で、あれでありますよ、「サッカリン投与によるラット死亡時期」というのがあります。これも雌と雄が若干違いますよ、これは、八百十ミリグラムの、こう見ますと、若干違いますが、しかし雌と雄の若干の違いはあつたとしても、サッカリンによるあの世へ行ってしまうという現象については変わりはないといふ。いわゆる安全性については非常に疑問だと、こいつことが裏書きされると思うんですよ。
私は、こういう点から考えますと、たまたま五月十四日――時間がありませんから前に進みますが、おたくの方が決めた、五ミリのWHOのこの問題を翻訳してもらいました。これ、余り学がありませんから、日本語に。これを見ましてもWHOの意見を載せて掲載するものであつて必ずしも国連のWHOまたはFAOの決定または政策の陳述を代表するものではない。」とわざわざ断つておるわけです。それで最後の方に、本委員会の以前の勧告を何ら変更するものではない。一日の許容摂取量は前の勧告にもあるようにゼロから五ミリで、栄養療法の目的に限定するものはゼロから十五ミリであります。モノグラフは作製されなかつたと、わゆるグラフやデータはつくることができなかつたと、こうわざわざ断つておるところを見ますと、これによりどころを求めて五ミリといふことにいては非常に私は問題があると。

連盟、あるいは公害をなくす会など二十一団体の方がこの前調べてみたら、ここにこうリストを持つてきたのですよ。リストは驚くながれこの一週間足らずで海外の資料二百二十四編の資料を集め、先生方がやつと九十編だけ分析した。それで九十編を分析した中で私のところに持ってきた報告を見ますと、突然変異が六編、それから発がん性が十編、それから発がん補助が二編、胎児異常が五編、アレルギー関係が四編合計二十七編ですから、九十編のうち二十七編ですから約三分の一です。これだけ海外の資料がやはり発がん性に問題があると、毒性があると、こういうようなデータを市民の方が、国民の方が足で歩いてまとめたわけなんですよ。ですから、残されたあと百何編を分析すれば全部が出てくると、こう私は考えるんです。ですから、先ほど私は冒頭この一ミリの問題を言ったのも、高田先生がいなかつた、参画してなかつたと、今度の問題についても高田先生の提案については十分な討議がされなかつたと、厚生省が出したこの資料についても疑義があると、今まで言つたとおり。そうしますと、私は結論として、食品衛生調査会が答申した問題についてはやはり凍結をして、もう一回本委員会で集中審議をする。それで国民の方が心配して集めた参考人を呼ぶなり、十分な審議をして、國民が安心する立場からサッカリンの問題をどうするか、こういう判断を下すべきである」と、特にわが日本はつけものや魚をいっぱい食べる国民でありますから、なおさら諸外国の皆さんとは違った特殊条件にサッカリンがあると、そういうふうに考えますから、こうしたことについて、厚生大臣、時間がありますから、いま私が言つた最後の締めくくりについてどういうお考え方ひとつ見解を聞かしてもらいたいと、こう思つてます。

であります。まだこれは食品衛生調査会の中身について私は詳しく聞いておりません。また現実行政の上にのつとった決裁等もまだございませんので、よくひとつ事務当局から、私も素人でござりますが、詳細に承つて処理をいたさなければなりませんので、よくひとつ意見は聞く機会を持ちたいというふうに思つておられますものですから、十分ひとつ皆さんは御意見は聞く機会を持ちたいというふうに思つておられますけれども、そういう方向で慎重には処理をいたしたいといふふうに思つております。

○日暮今朝次郎君 大臣ね、私はおなくにもらつた資料についてもこれは三件ですよ。正式には国立衛生試験所の池田さんが下さつたのが一件、後は高田先生が出した三つの問題についてもいま中途半端な詮問、それからおなくが踏み切つたこの三つの、ナンバーワン、ツー、スリーといふこの問題についてもいま疑問がある。いわんや二百二十四篇を市民が、国民が集めてきたんですよ。どこにもいいということないんじゃないですか。いいというのは池田教授ただ一人、いいと言つてているのは。首振つているなら首振つていて九十篇やつたと、その三分の一が問題だつたんですよ。どこにもいいということないんじゃないですか。いよいよこれが必要ならば私出しますよデータ、皆ありますから。これを時間的な余裕の問題があつて九十篇やつたと、その三分の一が問題だつたんですよ。どこにもいいということないんじゃないですか。だから、それは私はやはりそうなるらしく、こういう反論のある方に十分納得させること、そういうことが行政においても必要です。いよいよこれは日本の國民ですよ。そういう日本の条件からすれば、おしんこを食べてがんになつてしまうなんということをどうして政治が許すん含めて、朝晩おしんこがないと食べていけないですか。ですから、私は凍結をしてそつとして集中審議、参考人を呼ぶ、そして國民の疑惑を晴らす、それから告示しても遅くはない。何か告示しても遅くはない。何か告示しても遅くはない。何から困る人いるんですか、業者か、どつか。これ

んなことは、国民の命の前には業者の利便なんということは考へられませんよ。ですから、もう一回大臣の見解を聞きたい。

○國務大臣(田中正巳君) この種の添加物についての取り扱いは慎重を期さなきやならぬということはもちろんでござります。したがいまして、慎重にこれを処理するということでござりますので、鋭意この種の問題についても御討論を相願いたいというふうに思ひます。なお、池田さん一人だというふうなことについては、私は今までさつと聞いたところでもさうなことはないようでござりますけれども、いずれにしても問題があるということですから、問題の解明ができるだけいたしまして、國民が安心してこの種のものに接することのできるようにならなければいけないというふうに思つております。

○日暮今朝次郎君 私が言つているのは、この問題について集中的な審議をする。必要によつては国会を通じて参考人を喚問して調べる。その結論が出るまでは答申については一時凍結をしておこう。こう具体的にワン・ツー・スリーと言つてゐるんですから、ワンについては慎重審議しよ、応じます。必要によつては参考人の問題は理事会にまかせますとか、結論が出るまでは、じゃあ凍結しましょ、とかいうことを答へればいいんぢやないですか。何、そんなきれいなこと言つてゐるんですか。私は案外、東北人ですから、言い回しきらいなんですよ、すげすげすげって聞く方ですから。こう、問題別に答えてください。「あわてるんじゃないぢやないか、厚生省。何でそんなに急ぐんだ。」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(田中正巳君) 私別にあわててはおりません。また、業者からあれこれ陳情を受けたことも、一回も実はございません。ただ、純粹に制度の上でもつてこの種のものがいろいろ議論をされることは望ましいが、国会の委員会でオーケーが出ないいうちには絶対にこの種のものの処理ができないというふうなルールを確立することはどうであろうかということを心配——率直に言つとそ

ういう必配なものですから、私慎重に発言をして
いるわけでありまして、先生と精神においてはそ
う変わりがないということを申し上げておきま
す。

○日黒今朝次郎君 じゃ、精神においては変わり
がないということになりますから、私は、大臣は
やっぱり私の言つたことをすいぶん精神的に受け
とめて処理をすると、こういうふうに解釈したい
と思います。

同時に、私は委員長にお願いしますが、集中審
議と参考人の喚問等については理事会で十分に相
談してその実現方について委員長に要請したい
と、こう思います。

○委員長(村田秀三君) ただいま日黒委員から要
望がございました。理事会に詰つて取り運びたい
と思います。

なお、付言いたしますが、国会のオーケーがな
ければ行政を進めることができないというルール
をつくることはいかがなものであろう、こういう
厚生大臣の発言がありましたが、いまここで質疑
をいたしておりますのはまさに重大な問題であ
る、こういう立場に立つて質疑をいたしておるわ
けであります。でありますから、それらの疑惑が
解明されない前に行政が先行するということはこ
れはあってならないものであろうと私は思うわけ
でありますから、ただいまの大臣の発言はちよつ
と行き過ぎた答弁であろうと、こう私は思います。
慎重にということでありますから、慎重であるこ
とは結構でござりますけれども、しかしその慎重
にするということについても日黒委員は幾つかの
提案をいたしておりますわけであります。そういう作
業をする経過の中でお互いが了承をし合つていう
ような、そういう慣行をつくることこそが最も大
切であろうと私は思うのでございまして、日黒委
員の先ほどの要望については理事会で検討いたし
たいと思います。

○日黒今朝次郎君 時間が参りましたから、一つ
だけ公的年金の統合の問題について、この前本会
議で大臣から答弁願つたわけであります、しか
ず

しもういろいろな新聞の論説、社説などを見てみますと、そういう抽象的な、と言つちや語彙がありますが、なかなかかまづかしい問題だということでおわかりますけれども、もつと具体的に公的年金の統合についてお答えがあれば少し聞かしてもらいたい、こう思つてます。どなたでも結構です。

○國務大臣(田中正司君) あの筋に、本会議のことでござりますのでかなり実ははしょって抽象的にお答えを申し上げました。私は各種の年金あるいは共済の長期給付等につきましてこれをできるだけ統合していくたいというふうに思つております。しかし、できました、制度が創設された背景なり目的なりがかなり違つようでござりますので、一朝一夕にこれができるものというのを申し上げるわけにはいかないと、したがつてかなりこれについては慎重に対処しなければならないと、方向においてはそのようにいたしたいと、ここでもつて速やかにこれを直ちにやりますということを申し上げるようなわけにいかないというのがこの前本会議で申し上げた私の気持ちの実態であります。しかし、何とかひとつ統合いたしたいといふふうに思つて今日いろいろとせつかく苦心をして検討作業をいたしていることは事実でござります。

○日黒今朝次郎君 私も国鉄おりましたから、この国鉄共済組合がいろんな意味で話をするということについては私もわかるんです。しかしながら國鉄共済のこの事情を考えてみると、やはり財源問題、いろんな問題について、国民年金なり厚生年金とやはり同じ悩みにぶつかっている、ぶつかる時期が早いか遅いかの違いであつて、やはり問題にぶつかることについては私はかかわりが同じだろうと、これは船員の関係においても同じじやなかろか、こう思つてます。それで一つの提案なんですねけれども、やっぱり国民年金と厚生年金が年金関係の約九割——八割ですか、を占めているんですから、厚生省が思い切つてこの問題に踏み切ると、それからいま各種年金ごとにいろんな審議会とか運営会議がありますが、あれを一

括して厚生大臣の権限下に置くと、そういう荒療治でもしない限りは私はなかなかできないんじやなかろうか、そういう荒療治の問題を具体的に提案をして国民のその合意を仰ぐということに踏み切らないと、厚生大臣は非常に苦労をしていることはわかるのですけれども、なかなか厚生大臣の苦労が実を結ばない、そういう具体的な問題についてどうでしようか。

○國務大臣(田中正四君) 目黒先生国鉄出身なものですから国鉄共済について非常に詳しいんだ

</div

そうです。ですから、こういう方々をやっぱり私はいま一定限度のことは必要だということはわかります。一定限度は、人間がぎりぎり生活できるライン、やっぱり見てやるべきではなからうか。

厚生大臣はこの前の衆議院の予算委員会で、わが党の田賀谷先生の質問に答えて軽老人ホームに入るくらいの年金を何とか考えたいと発言したり取り消したりしたいときさつがあつたらしいけれども、大臣の気持ちの中にはやっぱり何とかしてやりたいという気持があると思うのですね。やっぱり一番ガンは大蔵省が金を握っていると、そういうことでしょう。これは、やっぱり社労委のわれとしては法的不備があれば法を改正をして、そういう方々を救つてやろうということをここで決めて、それで大蔵省に対して予算折衝をする、それぐらいの私は積極性がなければ政治は前へ進まない、こう思うのですよ。そういう姿勢について、最後に大臣から考え方を求めて質問を終ります。

○國務大臣(田中正巳君) 併給制限につきましては、これは前に制度が発足したときには同じ国民の税金から、理由が違つといつても両方でもらうのはおかしいということから始まつたものであるということを私若い議員のころに、この国民年金法が施行になるときにそういうふうに説明をしておりましたが、私も当時議員としてかなりの違和感を感じておったことは事実であります。しかしまた、反面そうした理屈もないわけではございませんで、どこに調和点を求めるかということだらうと思います。今日の御時世では、私はやはり相当高いところにまで線を持っていくべきものであるといつぶうに基本的には思つておりますが、従来長い間のこの種の併給制限度の折衝をめぐつての私の経験から申しますと、やはり問題はさつき年金局長が申したような抜本的な改定の節に問題は解決をするといつつかつこうでなければ、基本的に私は解決ができないと思いますが、それまでの間にわかれわれ皆さんの御要望なり、国民の要望を踏まえて、できるだけの努力は今後いたし

ていきたいと、いうふうに思つております。

○委員長(村田秀三君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後零時二十分休憩、

午後二時十三分開会

○委員長(村田秀三君) ただいまから社会労働委員会を開けます。

午前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○小平芳平君 今回の年金改正につきまして、厚生大臣は昭和五十一年度は年金の見直しをすると

いうことです。そしてまた、福祉年金の額は月額二万円に引き上げますということ。それからそうなりますと、障害福祉年金は月額三万円というふうなことが、厚生大臣の答弁として受け取つてよろしいかどうか。

○國務大臣(田中正巳君) かねがね御答弁申し上げているところでございますが、年金制度につきましては五年ごとの財政再計算期というのがございますが、これが普通ですと五十三年になるわけになりますが、最近の情勢を踏まえまして、こそこそが施行になるときにそういうふうに説明をしておりましたが、私も当時議員としてかなりの違和感を感じておったことは事実であります。しかしまた、反面そうした理屈もないわけではございませんで、どこに調和点を求めるかということだらうと思います。今日の御時世では、私はやはり相当高いところにまで線を持っていくべきものであるといつぶうに基本的には思つておりますが、従来長い間のこの種の併給制限度の折衝をめぐつての私の経験から申しますと、やはり問題はさつき年金局長が申したような抜本的な改定の節に問題は解決をするといつつかつこうでなければ、基本的に私は解決ができないと思いますが、それまでの間にわかれわれ皆さんの御要望なり、国民の要望を踏まえて、できるだけの努力は今後いたし

かどうか、せつかく努力をしてみなければなるまと思つておるわけあります。

なお、今日どうも景気動向によりまして、明年度の予算がどの程度になるか等々についていろいろと苦慮をしている実態でございます。かねがねこうしたことについてもいろいろと心配をいたしておりますが、ともあれ年金につきましてはこれができるだけ速やかに、またできるだけ充実をいたしたいという気持ちには変わりはございません。

○國務大臣(田中正巳君) たゞいまから社会労働委員会を開けます。

午前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○小平芳平君 今回の年金改正につきまして、厚生大臣は昭和五十一年度は年金の見直しをすると

いうことです。そしてまた、福祉年金の額は月額二万円に引き上げますということ。それからそうなりますと、障害福祉年金は月額三万円といふうことですが、厚生大臣の答弁として受け取つてよろしいかどうか。

○國務大臣(田中正巳君) かねがね御答弁申し上げているところでございますが、年金制度につきましては五年ごとの財政再計算期というのがございますが、これが普通ですと五十三年になるわけになりますが、最近の情勢を踏まえまして、こそこそが施行になるときにそういうふうに説明をしておりましたが、私も当時議員としてかなりの違和感を感じておったことは事実であります。しかしまた、反面そうした理屈もないわけではございませんで、どこに調和点を求めるかということだらうと思います。今日の御時世では、私はやはり相当高いところにまで線を持っていくべきものであるといつぶうに基本的には思つておりますが、従来長い間のこの種の併給制限度の折衝をめぐつての私の経験から申しますと、やはり問題はさつき年金局長が申したような抜本的な改定の節に問題は解決をするといつつかつこうでなければ、基本的に私は解決ができないと思いますが、それまでの間にわかれわれ皆さんの御要望なり、国民の要望を踏まえて、できるだけの努力は今後いたし

定されるということはどうてい考えられないわけですが、いかがですか。

○國務大臣(田中正巳君) 老齢福祉年金につきましては、二万円程度のものを目指していきたいと申します。

さて、これを今後とも踏襲できるかどうか、いろいろ慎重に考えてみなきやならぬと、つまり経過年金とのアンバランスというよつた問題が頭に来るものでござりますから、したがつて慎重に物を申しているわけでございまして、この点については今後の検討を待たなければなるまい、ということです。

なお、障害福祉年金と老齢福祉年金の関係です

が、五割増しという従来の行き方といつものについて、これを今後とも踏襲できるかどうか、いろいろ慎重に考えてみなきやならぬと、つまり経過年金とのアンバランスというよつた問題が頭に来るものでござりますから、したがつて慎重に物を申しているわけでございまして、この点については委員会でも本会議でも、従来のやり方といふものを踏襲するということを申したことはございませんが、しかしまでござつたうに老齢福祉年金の五割増しが障害福祉年金であるという形というものがござつと今日まで続いてきましたから、できるだけそのよつた方向にしたいものだとは思つておりますが、いまここで確定的にこれが、この老齢福祉年金が幾らになつても五千円を目指して、その達成のために努力をいたしましたというふうに従来受け取つておりましたが、それでよろしいかどうか、それが第一点。

○小平芳平君 大分、伝えられていた厚生大臣の見解と、いま述べられる見解とかけ離れてしまつたよう伺いますが、やはりこの福祉年金は一万二千円から、老齢福祉年金は一万二千円から二万円を目指して、その達成のために努力をいたしましたというふうに従来受け取つておりましたが、それといふように、従来のよつたうに老齢福祉年金に付けるべき年金のやり方ではこれ以上多くを望むことはできないであります。たとえばこれ以上多くを望むことはできません。また、この段階ではございません。

○小平芳平君 したがつて、この所要財源をいろいろ他に求めなければならないというふうに思つておりますが、これについてはいろいろといま検討をいたしましたが、そうしたコンセンサスが得られる

○國務大臣(田中正司君) 私、いまの気持ちとしては、積極的にこれを、この原則を崩したいとは思つておりません。できるだけひとつこの原則はなお続けたいものだと、かようと思つてゐるわけですがござりますが、しかし作業の結果によつてはあるいはといふことも考へるものでござりますから慎重な発言をしてゐるわけでござりますが、気持ちの上においては、なおひとつできるだけあのいまでのやり方、原則といふものは堅持をいたしたいものだなと思ひながら、今後の検討においてどうなるかということを一部心配しておりますけれども、しかし、これがもうこの際この答弁で崩していただくんだということは全然私は考えておりません。

いろいろ検討をいたしました。そこでまず第一に、予測値としてどういうものを用いるかということをございますけれども、これにつきましては一定時期までの見通しを延長させるとか、あるいは予算編成時における来年度の経済見通しの数値を使つとか、いずれにしても関係者の合意が得られればそのような数値を使うことは可能だとは思ひますけれども、問題はその予測値と実績が食い違つた場合、特に予測値が実績よりも下回るような場合、たまたま本年度について申しますと、四十九年度の物価上昇率は当初見通しの二二%を割つて二一・八という数字になりましたけれども、いままでの一般的な傾向から申しますと、どうしても予測値というのはやや低目に抑えますから、予測がたたとえば二二ということであれば実績が二三とかむしろそれを上回るようなのが一般でございまので、そうした場合に果たして当初の予測値の今まで当該年度のスライド率を確定的に貰くことができるかどうか、率直に言いましてわが国の現状では非常にむずかしいんではないかと、したがつて、制度審議会のそのような提案を受け入れるについては、実績と相違した場合にどういう手直しをするかという問題まで含めないと、軽々にこの問題に結論を出すことはむずかしいんではないかと。そういうことになりますと、もし予測値と実績とが食い違つて、さらに実績が出た段階で手直しをするということになりますと、実際問題としてはスライドを年に二回やる以上の手間が必要になつてまいりまして、つまり、予測値に基づいた数値をきかのばつて補正するという作業が出来まいりますので、二回実施をするプラスアルファの非常にむずかしい作業が必要になつてくるのではないか。そういたしますと、もともとタイムラグの短縮につきましては現在の事務処理体制にてまでは非常にむずかしいということを申し上げておりますけれども、そのような困難がさらに加わりますので、どうもせつかくの御提言ではあるけれども、われわれ事務的な立場でこれに踏み切るのは困難ではないかということを当時私も申し上げ

○小平芳平君 一部予測値を取り入れるとかある
のは遡及するとかの方法を検討すべきであるとい
うことになつておりましたが、それはもう全くで
きないということですか。

○政府委員(曾根田郁夫君) これは理論的にも物
理的にも不可能だという意味ではございません
で、端的に申しましていまの事務処理体制を前提
とする以上はさわめて困難であるということですご
ざいます。

○小平芳平君 事務処理体制だけでタイムラグの
短縮のこうした提言に沿えないということであれ
ば、事務処理体制を充実するということも検討し
ましたか。

○政府委員(河野義勇君) スライドの実施時期の
繰り上げにつきましては一つの問題、いま御答弁
申し上げましたように事務処理体制からくる制約
があるわけでございますが、今年度におきまして
は国民年金の五年年金の百二十万件の増とがある
いは年金受給者が急速にふえてまいりますとか、
こういった問題を抱えておりまして、現在の体制
では実施時期をこれ以上繰り上げることはきわめ
て困難でござりますけれども、将来の問題といった
しましては組織、機構を強化しましてそういうた
要請にこたえられるよう努力をしてまいりたい
と、かように考えております。

○小平芳平君 いま答弁されることは、八月、
九月の実施を将来は八月、九月がたとえば七月、
八月ということが可能になるような事務機構の充
実をすると、こういう趣旨ですか。

○政府委員(河野義勇君) 今年度は八月、九月で
ござりますが、これにつきましてはいま申し上げ
ましたように、いまの体制では非常にきわめて困
難な状況にあるわけでござりますけれども、将来
はコンピューターの関係の部門の機構、組織を強
化いたしまして、もしスライドの実施時期を繰り
上げるとなりました場合にはそれに対応できるよ

うな体制をとつていただきたい、こういうふうに考えておるわけでござります。

○小平芳平君 昨年も繰り上げたわけですね。で、今年も八月、九月に繰り上げるということです。ですから、将来繰り上げというんじやなくて、本年もまさしく繰り上げになるという提案がなされております。なつかつ、繰り上げても大丈夫なような機構にしようというのはどういう趣旨か、その辺ちよつとのみ込めないんですが、いかがですか。

○政府委員(河野義男君) 先ほど申しましたように、五十年度は国民年金の五年年金が百二十万件、全体として年金受給者が非常にふえるわけでございます。そういう厳しい状況にございまして、組織、機構につきまして増員の要求をしまして、特に電算機のソフトウエアの部門につきまして強化が認められたわけでございますが、これは現在の年金受給者を抱えまして、それを適次に処理していくといつことが精いっぱいでございますが、せつかく五十年度認められました機械の周辺部門の定員、組織の強化をベースに置きまして、今後も事務処理体制を、組織、機構を強化しまして、いろいろな要請にこたえていきたい、こういうことでござります。

○小平芳平君 いろいろの要請にこたえられるようになるということは、物価にスライドさせて一部予測値を取り入れるとか遡及するとかいうことに対応できるようになりますと、こういうことですか。

○政府委員(河野義男君) いろいろ要請の中で特に緊急な問題、いま御指摘ございましたように、実施時期の繰り上げとかあるいは予測値を導入する方法はございますが、それぞれいろいろ技術的にもむずかしい面を持つております。しかし、絶対不可能ではないわけでござります。したがいまして、これらの要請に対応するためにはまず機構あるいは定員、必要な専門職員の強化を図らなければならぬわけでござります。そいつた面に特に着目いたしまして、事務処理体制の強化を図つ

てそいつた要請にこたえていきたいと、こういうことでございます。

○小平芳平君 まあ、厚生大臣、そういうふうに事務処理体制の強化が図られつつあるということですので、いつまでも毎年同じことを、現体制ではこういう繰り上げの提案が精いっぱいだということを繰り返すんではなくて、こういうふうな改善ができるというふうなことを五十年に実現できるよう必要と要請したいんですけど、いかがですか。

○國務大臣(田中正巳君) スライドの時期をできるだけ早く持ってくる。いまも繰り上げと言つてはいるんですねけれども、それ以上に早くしていただきたいという御要請についてはわかります。いま事務当局からいろいろ説明をしておりますが、これも事実ではあることは間違ひがございませんが、なおいろんな手法を駆使してもっと早くできるようにならしたいものとわれわれも思つておるわけでありまして、午前中に山崎さんから御質問があつたように、支払い期日の問題あるいは事務処理機構の問題、そしていま御提案になつた予測値の問題、いろんな角度からアプローチする方法があるだろうと思いますが、総合的にいろいろ検討をいたしていきたいというふうに思つております。いまだいまと程度までできるかというふうなことを申し上げる段階ではございません。

○小平芳平君 それでは次に、この厚生年金の受

給資格期間を満たしている六十歳以上六十五歳未

満の被保険者に対する制限ですね、これは今回の

改正でも緩和措置が四万八千円から、――標準報

酬の限度額を四万八千円から七万二千円ですか、

こういうふうに引き上げられるということになつ

ておりますが、これは從来もこうした委員会でも

再三主張があつたように、六十歳から厚生年金が

支給されるという、そのことを期待して二十年、

三十年、三十五年というふうに保険料を払つて働

いてきたわけですので、しかも年金額が十分なら

ともかく、年金額だけでは生活できないというこ

のインフレ下の実態に押されやむを得ず、継続し

て勤めている人が減額される、あるいは全然支払

いはされないというのは、こういう制度は撤廃すべきですね。

○政府委員(曾根田都夫君) 老齢年金の在職中の被保険者に対する支給でございますけれども、これは御案内のように二つございまして、六十五歳以上の者には原則として退職要件を問わないで資格期間を満たしている人たちには年金を差し上げる。しかし、現に被保険者として資金を得ておるわけですから、二割程度は支給停止をしておる。

一方六十四歳未満六十歳以上の方々につきましては、これは退職要件を外すというわけにはまいりますけれども、現実に非常に低い賃金で働いておられるような人の場合には、これらの人々の生活の安定ということを考えまして、その人の年金とその人が現に受けている賃金を合計したものがつくられておるわけござります。御指摘のように、もう資格期間を満たしておるんだから、一切そのような制限は取つ払つて、無条件に支給してもいいのではないかと、御意見としては十分理解できるのでございますけれども、しかし、本来的にはやはり被用者保険、厚生年金保険はあくまで退職老齢年金であるというのが本来の趣旨でございまして、それを六十五歳につきましては、いわば例外的に緩和したということでございますので、この六十五歳をさらに六十歳まで引き下げるといふことは、将来の年金財政、それから他の被用者保険における退職要件、そういうことを総合的に考えませんと、軽々にこれをどうこうするということは非常にむずかしいのではないか。したがいまして、私ども現段階におけるこの問題の取り扱いといたしましては、いま御審議願つております

○國務大臣(田中正巳君) 年金が未成熟であつて、そうした満度の支給期間を、保険料を納めておりますが、年金額が未成熟であつて、それが大抵もお認めになるであります。

○小平芳平君 それとは別問題でしょう、いま局長が答弁していることは、未成熟だから低いんだということとは別問題であつて……。

○政府委員(曾根田都夫君) やはりそれに関係がございまして、私が申し上げました男女平均の四

○小平芳平君 七万二千円に引き上げるというこ

と、将来も引き上げていくという、それはそれなりに私は反対しているわけではありませんが、厚生年金の老齢年金の支給開始は何歳ですかと言つたら、何ら疑うことなく六十歳と言つじやないですか。にもかかわらず六十歳で退職するときの年金もいまそれではどのくらいになつていますか、平均的なところで。

○政府委員(曾根田都夫君) 平均的な年金額でございますが、本年一月末の男女全部平均いたしました年金額が四万八千円でございまして、このうち、これは五十年一月時点で新規に裁定したものでございますが、このうち男子だけを取り出しますと五万一千六百六十円でござります。この男子の平均は二十年未満の資格期間でもらつておる人も平均した数字でございますので、本来の拠出期間である二十年以上の資格でもらった男子の平均額を見てみると五万七千三百六十円でござります。で、御案内によつては、本年八月以降は二・八のスライドがこれに加算されるということになるわけでございます。

○小平芳平君 女子は――それでは結構です。まあ平均して四万八千円ということですから、もう五万円年金と言つたのは大分前のことで、昨年のスライドでもう七万円年金になつてははずだというふうに言われながら、なおかつ五十年一月現在で平均四万八千円ということであつて、ですからこれはきわめて低い平均額にしかなつてないということは、将来の年金財政、それから他の被用者保険における退職要件、そういうことを総合的に考えませんと、軽々にこれをどうこうするということは非常にむずかしいのではないか。したがいまして、私ども現段階におけるこの問題の取り扱いといたしましては、いま御審議願つております

○國務大臣(田中正巳君) 年金が未成熟であつて、そうした満度の支給期間を、保険料を納めていない人が多いのですから、必ずしも五万円から七万円というのが、私どもがややオーバーなことを言つておるということにはならないと思ひます。

○小平芳平君 大多数の国民にとつてはオーバーなものだとしか受け取れないですね。現実の、大半の国民にとっては七万円年金にもうすでになつてはいるはずなんだが、こういうふうに五万円とか四万円というふうなことでは、――女子だとまだ低いわけでしよう、ならオーバーに決まっている

○小平芳平君 しまして七万四千円まで引き上げることにいたしましたけれども、これを将来改善することによって当面の要請にこたえていきたいというのを近増加の傾向にあるということが言われております。これも限度額の引き上げが行われるようす

が、果たしてそういう増加の傾向にあるといふことが解消の方向へ、減少の方向へ向かえるかどうか、それが第一点。

それから公的年金との併給制限、午前中にもお話をありました。これも公的年金との併給が、年収十六万円が二十四万円に引き上げられるということのようですが、もう少し改善されないことは、それこそきわめて低い、生活保障の名に値するにはほど遠いといふ現状ではありませんか。

○政府委員(曾根田都夫君) 六十四歳未満の在職

支給の所得制限停止率でございますが、確かに先生御指摘のように、四十九年度の見込みをいたしましたは、四十九年度のかなり大幅なベースアップもございましたので、実際にこの所得制限ライン以下で在職年金をもらっている人は二万円にも満たない状態でございます。しかしながら、今回御審議願つております法案ではその限度額を引き上げることにいたしておりますので、まあ来年度の、これは見込みでございますが、老齢年金と通算老齢年金両方合わせまして十七、八万程度にはなるんではないかと一応見込んでございます。

それから第二点の、これは福祉年金の他の公的年金との併給限度額の問題でございますが、午前中日黒委員の御指摘にもございましたように、現在の、まあ五十年度における二十四万といふことについてはいろいろ御意見があろうかと思ひます。私どもしましてはかなり重点的にやつたつもりでござりますけれども、しかし、これはまあ今後の問題といたしましてやはり福祉年金改善の一つの大きな柱でございますので、今後ともできるだけ努力して御期待に沿いたいと考えております。

〔理事山崎昇君退席、委員長着席〕

○小平芳平君 少し根本的な年金の見直しということ、制度の見直しということも打ち出されておられますので、余り同じことを繰り返しませんけれども、いまの本人所得制限あるいはこの福祉年金の公的年金との併給制限、そういうものが本來的にはやむを得ないと、お考えのよう

すけれども、それにしても余りにも過ぎると、十六万円を十二ヶ月で割つて生活ができるものか、それか

どうか、二十四万円を十二ヶ月で割れば月二万円

という事になるわけです。月二万円という、まあ福社年金月二万円ということさえ、先ほどの大臣の答弁では必ずしもはつきりした答弁はしておられませんが、こうした公的年金を受給されている方は、過去にそれなりの理由があつて支給を受けておるわけですから、ひとつもと見直してほしい、要請いたします。

○國務大臣(田中正口君) けさからいろいろこの

点についての御質問がございますが、私の率直な気持ちは、最初の御質問がちよつとかけ違つておつたんじやないかと思いますが、両方、福祉年金の所得制限等々のお話だというふうに思つておられます。しかし、年金局長いま、例の在職老齢年金の話で答弁しとつたよつて食い違いましたが、もし福社年金の話だとすれば、基本的に私はこういう態度で臨みたいものだと思っております。

本人の所得制限、これはできるだけ現在の停止率を維持するというかつこうで進んでいきたい

かようと思つております。で、扶養親族の所得制限、これはどうも今後できるだけひつ援和をい

たきなればいかぬ、いまのはきつ過ぎるとい

ふうに思つてあります。で、扶養親族の所得制

限、これはどうも今後できるだけひつ援和をい

たきなればいかぬ、いまのはきつ過ぎるとい

ふうに思つてあります。で、扶養親族の所得制

限、これはどうも今後できるだけひつ援和をい

たきなればいかぬ、いまのはきつ過ぎるとい

ふうに思つてあります。で、扶養親族の所得制

限、これはどうも今後できるだけひつ援和をい

たきなればいかぬ、いまのはきつ過ぎるとい

ふうに思つてあります。で、扶養親族の所得制

限、これはどうも今後できるだけひつ援和をい

たきなればいかぬ、いまのはきつ過ぎるとい

れはかなり国民の間に要望も強いものでございますから、今後さらにこのアッパーリミットというものを、これを緩和するよう努めたい。まあ大体さつとこういう方向で臨みたいものだと思つておるのが私の心境です。

○小平芳平君 そうすると、まあ老齢と障害福祉ですね、先ほどの九十万円から百二十万円に今回の改正で引き上げようということは。ですから、その点について局長から、老齢障害の本人所得制限が増加する方向にあるという傾向に対しても、

今回の引き上げにより減少の方向へ向かうかどうか答弁していただきたいことが一つと、それから、大臣から、五十年度予算は就任早々でがんばりきれなかつたから、五十一年度は就任早々ではもうありませんから大いにがんばるということを期待いたします。

○政府委員(曾根田都夫君) 前段の方のお尋ねの

本人所得制限の問題でございますが、まあ大臣も非常に予算の際に重点を置かれて、私どもも大いにやつてみたんですけれども、結果として九十万から百二十万。これはでき得れば従来の支給率維持プラスアルファ程度のものと考えたんですけれども、結果としてやはり少くとも従来の支給停止率は維持できますけれども、これ以上の緩和はやはりちよつと無理なようござります。いずれにしても、今後ともこれは努力いたしてまいりたい

かと思ひます。

○政府委員(曾根田都夫君) 御指摘のようにこの

大規模年金保養基地構想は昭和四十八年度から新規の事業といたしましたて、四十七年の秋以降具體化してまいつたところでございまして、当時の社会経済状況は、御指摘のように今日とやや趣き

を異にしているという見方もできると思いますけれども、しかし、もともとこの構想は基本的にはもうすでに年金を受けておられるかつて被保険者であつた方々、それからまた現に被保険者として働いておられる方々、そういういわば年金関係者の生きがいのある老後生活、あるいはまた充実した余暇利用、そいつたことに積極的に資してい

きたいという趣旨で進められた構想でございますので、そういう時代背景等の変化はござりますから、今後どのようなこれをテンポで年次的にやっていくかということにつきましてはまた検討を要する点があつたかと思ひますけれども、基本的に構想は當時と現在とで別段私どもこれを大幅に手直しせにやならぬということも考えておりませんし、また候補地とされました全国幾つかの個所の関係の方々がせつかくそういうことでいま鋭意努力しておられますので、基本的な構想そのものは前回のものをそのまま進めることにし、ただこれ

を具体的にどういう年次的な計画で工事を進めることか、そいつたことについてはこれからまた別の機会としまして、これは四月二十五日の朝日新聞の社説ですが、「年金の保養基地計画を見直せ」ということで、「ふろしきをひろげすぎた。もつと、地道なものに改める必要がある。」といふのが一点。それから結論として、「年金積立金の「還元融資」で、新型のレジャー・センターはつくらないではないらしいと思う。」ということで結んでおりま

す。こういう点も一つ合わせ考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○小平芳平君 現在ある老人福祉のための施設と称するものが公で設立したものがありますが、そういう点の運営などについて私は非常に問題點があるということがある。それから、それだけでも相当の質問したい事項がたくさんあります。本日は年金改正の方を主眼にいたしましたので、年金保養基地については一点だけお尋ねをしておきたいと思います。

○小平芳平君 それから次に、年金保養基地といふことが計画され、この年金保養基地についてこれだけでも相当の質問したい事項がたくさんあります。本日は年金改正の方を主眼にいたしましたので、年金保養基地については一点だけお尋ねをしておきたいと思います。

○小平芳平君 現在ある老人福祉のための施設と称するものが公で設立したものがありますが、それがあるといふことがありますけれども、それはまた別の機会としまして、これは四月二十五日の朝日新聞の社説ですが、「年金の保養基地計画を見直せ」ということで、「ふろしきをひろげすぎた。もつと、地道なものに改める必要がある。」といふのが一点。それから結論として、「年金積立金の「還

元融資」で、新型のレジャー・センターはつくら

ないではないらしいと思う。」ということで結んでおりま

す。こういう点も一つ合わせ考えていただきたい

と思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(田中正巳君) この朝日の論説も私読みまして若干共鳴するところないわけではございません。事実、また先生おっしゃるとおり、これが発足をいたすときと今日では経済社会の情勢もいさきが変化のあることも心得ております。しかし、基本的には私はこのようなものは決して悪いものだとは思つておりません。これをどういうテンポで、しかも余り試行錯誤が大きくなるようなことのないよう注意をしなきやなるまいと実は思つてゐるわけでございまして、その点についてはいま目下せつかく事務当局と腐心をしているところでございまして、注意をしてやつていただき、またそしづなきやなるまいと、こう思つておりますが、反面、實際問題としてこれがかなりの大きな施設なものですから、したがつて、これを当て込まれた地域では非常な期待を持つていて、いうところに実は行政当局の悩みが現実問題としてあるわけでありまして、そつした期待なり希望というものを余りためないようになしながらやはり時勢に合わせていく方向はどうであろうか、いま模索中でござります。

〇政府委員(上村一君) 五十年度は一つは医療研究助成補助金の方で病因の究明なり疫学的な研究をしていただこうということと東京女子医大の草川先生にお願いをいたします。百五十万円の予算を申し上げまして心身障害研究助成補助金の中から二百五十分円出して研究を進めてもらおうといふふうな考え方でございます。

〇小平芳平君 合計四百万ということになりますと、研究班の班員が十万円足らずになるというふうですね。従来はね。まあ合計四百万なら十万円が少しふえるのかもしれません、とてもこつしだでございます。もう一つは川崎先生ほかにお願いを申し上げまして心身障害研究助成補助金の中から二百五十分円出して研究を進めてもらおうといふふうな考え方でございます。

〇小平芳平君 合計四百万ということになりますと、研究班の班員が十万円足らずになるというふうですね。従来はね。まあ合計四百万なら十万円が少しふえるのかもしれません、とてもこつしだでございます。もう一つは川崎先生ほかにお願いを申し上げまして心身障害研究助成補助金の中から二百五十分円出して研究を進めてもらおうといふふうな考え方でございます。

〇小平芳平君 いま最後に述べられた点をもう少し正確に答弁していただきたい。この五十年度はどうだけの予算を取つて対応しようとしているのか。

度がかかるの研究所は、川崎先生の発見によって、多くの研究費を計上し、研究班が研究を進めることになるわけでしょう。しかしこの病気に対しまして外国に例が多いものを難病対策で優先的に取り上げるなんという考えは間違いであつて、現に日本国民の中で一万人というような発症例が報告されているというんですから、もつとしっかりした対応策をとるべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(上村一君) まず最初に、患者一万人のお話が出たわけでございますが、一万人と申しますのは昭和四十二年に川崎さんが発見してより現在までに罹患した患者の数が一万人でございまして、現在一万人の患者がおるわけじやございません。多くの症例ではその発病後ごく短い期間の間に自然治癒をしてしまつ。それで二カ月ぐらいの間に多くの場合、二に小さな子供の場合に突然死があるというふうに私聞いておるわけでございます。それで私どもの方から出しておる研究費、難病関係の研究費に比べまして額が少ないじやないかというお話をございますが、今回一つのポイントというのは、疫学的な調査、原因を究明するにはこの際どつても疫学的な調査をしなくちゃならない。同時にこの心臓の異常による突然死といふことがござりますので、心臓についての見つけ方なり手術の仕方についての研究をさらに深めてもらおうというつもりでございまして、私どもこの研究費を出すのに当たりましては研究班を構成する研究者の方々のお話を聞いてその額を積み上げたつもりでござりますので、金額は四百万でござりますけれども、その研究をするのに不十分な額であるとは考えておりません。

○小平芳平君 それに対して川崎先生も日赤医療センターの小児科部長と兼任でやつてゐるわけでしよう。ですから、それで川崎先生自体が四百万円で十分原因究明が事足りるとは言つております。本人から聞いたですか、これで十分ですかって。

○政府委員(上村一君) 私は直接川崎さんにお目にかかることがあります、まことにどちらが

ではしようちゅうお目にかかるて、研究の進め方等についてもお話を申し上げておるわけで、これで絶対足りませんというお話を伺つたことはございません。

○小平芳平君 それは金額だけで、要するに研究体制ということは先ほどから再三私は言つていいるのであって、難病対策として、いやどうして取り上げないんですか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 公衆衛生局の特定疾患対策はほかの制度で補助金等の出ているものは除外することにしております。そのような関係で現在対象にしておりませんけれども、川崎病の場合も一番問題になりますのは、子供の心臓の冠動脈の動脈りゆうとか動脈炎が問題になるわけでございます。そこで、私どもいたしましては現在の四十種類の特許疾患の中にございまスモンと申

べーチエット、リューマチあるいは大動脈炎、こういった血管の病変を研究しておる研究班があるわけでござりますので、先ほど児童家庭局長からお話をございました児童局の研究班とそれから文部省にも研究班がございます。その研究班とそれから私どもの特定疾患の血管の病変を研究しております研究班との情報の交換、またワークショッピングを約五百万円の予算を計上して行うことになります。なお、公衆衛生局の特定疾患対策の血管の病変に関する疾患の研究には三億二千万円の助成金が支出してござります。

○小平芳平君 厚生大臣ですね、時間が参りますので、そういう三億二千万円という別のことを持ち出さないで、要するに川崎先生がこうしたいろいろな全国に依頼をしてしまして情報を集めたりしているんですが、いかにせん川崎先生としては国の取り組みがなまぬるい、せめて難病対策の研究班がやるくらいの取り組みができるれば研究ももう一歩進むんだが、ということを御本人はおっしゃつておられたわけです。それをまるで局长さんたちはこうしました、ああしました、本人は金が欲しい、必要だとは言つておりますなんて言って、そういうことで、しかも、日本に多い、なぜ日本に大

量発生しているかということを非常に問題にしているわけです。それは医薬品の使い過ぎが原因か、合成洗剤が原因か、水銀が原因かということをいろいろな面から研究が進められているわけですが、もう一つ国として積極的な取り組み姿勢を持つてやらなくては、恐らく、ハワイで同じ症状の報告があつたとなりますと、今度アメリカから日本へどんどん勉強に来るかもしれません、一体どういう症状で心臓の欠陥、どういう欠陥が起きているかということを。しかし、日本には、川崎先生の集めていらつしやる範囲では、決定的に原因もわからない、治療方法もわからない、なぜ日本に発生したかもわからない、そういうことでは困るとおっしゃっているんです。大臣からその方針を決めるよう、あるいは大臣が方針を決めてきちっとやらせるようにやつていただきたい。

これをどつちの系統でやるかということについて申し上げる段階ではございませんが、いずれにしても、もう少し根を詰めてこれについて対策を立てよう至急役所内部でもつて調整をいたしたいと、かように考えております。

○答脱タケ子君 それでは国民年金法の一部改正について質問を行いたいと思います。

けさほどからの質疑でも明らかになつておりますように、五十一年度年金制度の見直しをやるというふうに言われておるわけですが、国民の期待も要望、情勢の変化、こういった点に対応して必要な改善を加えるということが非常に重大な段階に立ち至つちおると思うわけでござります。

そこで、わが国の老人が置かれている現状、これは一体どうなつてゐるかという点なんですが、若干資料を見てみますと、たとえば「總理府の統計局「わが国の人口」」というこの資料によりますと、六十五歳以上で働いている人の数というのは、外國に比べて大変率が高いわけですね。これは大分古い統計でござりますけれども、「ILOの労働統計年鑑一九七一年版」——大分古い統計でけれども、これを見ますと、六十五歳以上で働いている人の数が男女平均をいたしまして日本では三四・八%です。そのうち男子だけをとりますと五四・二%，アメリカがそれに次いで高いけれども、男女含めて一九%，スウェーデンでは一三・六%，フランスでは一二・四%というふうにきわめて高率を示しておるわけでござりますと、これは大変ことなのでございまして、お年寄りがどのように働いているかということと、働かざるを得ないかということなんですが、このどういう状態になつているかというのを国内の事情で見てきたわけですけれども、厚生省がおやりになつておられます高齢者無料職業紹介所というのがございますね。これの大坂の例を見てみると、これは大変ことなのでございまして、たまたま、こういう調査が昭和四十四年から四十九年までの六十五歳以上の職業紹介所の例を見てみますと、ちょっと簡単ですから御紹介を申し上げたいと思うんでけれども、働いておられる

方々の中で——六十五歳以上の方ですよ、生計の維持のためにという中心的な立場ですね。これが二八・二%、両方合わせて五七・一%。それがあさらにどういうふうに変わってきているかと言いますと、四十九年一月、二月、三月を見ますとどんどん変わつてきているんですね。四十九年一月には、生計の維持のためにというアンケートは五一・三%、過半数です。補助というのが二七・三%。それから、二月になりますと、大体似たような数字ですが、その生計の維持と補助、これを総計いたしまして七五%から七八%を占めておるというふうな実態を示しているわけでございます。私は働くことが悪いというふうに申し上げているのではないです。働くことの意義は大きいわけでございますけれども、しかし、問題なのは、健康や将来に不安を持ちながり働くざるを得ない年寄りがいまの日本では余りにも多い。こういう中で、厚生省といたしましては、こういった高齢者をめぐる現状を十分認識をしてもらつて、老人対策、同時に年金問題、これをいよいよ五十一年度見直しという段階になりまして、そういった実情を踏まえて取り組むべきではなかろうかとうふうに考えるわけでございます。で、別の機会にちょっととやりたいと思っているわけだけれども、こういった高齢者無料職業紹介所というところは大変苦労してやつておられるんですね。これを見ますと、これは大阪ですが、百二十万政府から補助金が出ているんだそうです。大変苦労してやりながら、今までと二ヶ月間に一回ぐらいの巡回しかできない。せめてもう三人ぐらい人をふやしてもらえれば、もう少し年寄りの就労状況あるいは追跡、御相談等に乗ることができるんだというふうなことを言っておりますけれども、こういった点についても、これはぜひ配慮をするべきだというふうに思うわけです。これはついでに御見解をあとで聞きたいと思うんですけども、本題ではありませんから。

今後の年金制度の改善に真剣に取り組む必要があるというのをいよいよさに感ずるわけです。そこで年金制度についての原則をやつぱりはつき確立をする時期が来ているというふうに思つかけです。これは各委員からもあらゆる角度からそういう点についての質疑がなされておりますが、そういった点で、皆年金ではあるし、国民の期待は大きいし、いま置かれているお年寄りの実情からいたしましても大変基本的な原則というものを確立しなければならないということが緊急の要務だというふうに思つわけです。この原則だけはもちろん私が申し上げるまでもなく、すでにわかりのよう年金受給者とその家族が正常な生活水準を維持できるものというのが原則だと思ひますが、この点を明確にするということが必要だと思うわけです。そこで年金問題、いろいろ問題がありますが、こういった制度がばらばらになつておる問題、それからいろいろありますけれども、そういった中で、来年度見直しの時期ということに対して、この生活保障の原則といふことを明確にする必要があると思うわけです。その点について、これはぜひ大臣から基本的なお考えを伺いたいというふうに思つわけです。

思つておりますものの、要は先生、これは財源でござります、問題は、そして一部の長い提出期間のあつた人については私はある程度のことがで劣るものではない。問題は、提出期間の短かつた人たちを一体どうするかという問題。そしてそれを一体どういう財源でもつて、そういう人について生活保障の原則に近づけるか、こうしたことについていろいろと腐心をしているわけであります。制度がばらばらで、給付がまちまちであるということについては、午前中以来のいろいろな話がございました。発足のときの歴史的経緯、バックグラウンド、理由等々も違いますものですから、これができるだけ統合する方向に持つていただきたいものと思つていますが、どうもそういう客観情勢がありますので、一朝一夕にいくかどつかうということについてはなかなかいま今日予断を許さないということであります。ただまあ、そうして中にはあっても、たとえば一部の年金についての通算措置というものを、これを補完をするとか、あるいはいわゆる遺族の年金の給付を改善するとか、そういったようなことはとりあえず私どもとしてはやりたいと思っていますが、やはりこうしてた各種年金の統合あるいはけさほど申しました、目黒先生のおっしゃったような方向についての実施ということについては検討はいたしているものの、社会的なコンセンサスをどこまで得られるかということについて、今日なおわれわれとしては大いに努力をしなければならぬところだろうといふふに思つております。基本的には年金の給付水準なりあるいは年金の給付の条件なりを向上させたいという気持ちで私はいっぱいでござります。

すが、これも從来たびたび申し上げておりますよう、タイムラグの短縮につきましては事務処理体制の整備の問題も含めましてできるだけ前進していくたいと、ただしこれは来年度は政策改定という問題がございますので、来年度政策改定と同時にスライドをどうするか、これは非常に大きな問題、事務的にも大変な問題でございますが、来年度の確約は今日のところいたしかねますが、基本的にそなう方向で努力をいたしたい。

それから遺族年金の改善の問題でございまして、これは大臣も衆議院あるいは本会議等で述べておりますけれども、これにつきましては各制度、いわば横並び共通の問題もござりますし、それからまた最近の特に国民年金における被用者の妻の加入状況、こいつたことを見ますと、まあ現在の遺族年金というものは私どもの調査でも明らかになつておりますように、実質的には妻の老齢年金というような機能をいたしておりますので、遺族年金の大改改善は同時にそついた老齢年金との調整、そなういった問題までも含めて考えなければならぬのではないか、そういう問題もござりますけれども、いずれにいたしましても自下関係審議会における一つの重点事項、重点検討事項でございます。

それから障害、遺族の通算でございますが、これは目下関係各省庁からなる公的年金の連絡調整会議で検討中でございまして、基本的には各省庁前回の方向で一応取り上げてはおりますけれども、何分非常に技術的、専門的にむずかしい問題がござりますし、いろいろ各制度の支給要件等の相違を、短時日に一遍に解決するということは来年度の問題としてはほとんど望み得ませんので、実質的な通算つまり完全な形での通算ということはできないまでも、実質的な、先ほど申しました年金権の確保という立場で漏れをできるだけ少なくするという方向で前進を図りたいと考えております。

はり来年度の大きな検討事項の一つと心得ております。

○沓脱タケ子君 それでね、限られた時間ですので簡単にお聞きをしていきたいと思うのですが、次にお聞きをしておきたいのは年金の水準ですね、これをどの程度にするつもりかという点ですね、来年度。四十八年度改正では厚生年金は五万円——五万円年金、国民年金夫婦で五万円というふうに言わせてきましたが、こういう水準で言いますと、来年度はどの程度の水準になるのか、その見通しです。これはどうでしょう。

○政府委員(曾根田郁夫君) この問題は来年の改

正時における一番大きな問題の一つでございまし

て、且下関係審議会で実はそろそろこの辺を詰めた議論をするという段階になつておりますが、各検討項目相互に関連いたしますので、それぞれの項目の審議の済んだ段階でもう一度この問題を取り上げるということで、いま私が余り具体的なことを申し上げるのはいかがかと思いますけれども、基本的には四十八年改正時における男子の平均標準報酬、これは改正時直近の標準報酬でござりますけれども、おおむね六〇%というレベル、これ具体的にどう考えるか、四十八年改正時は一定のこれをモデル的なものとして法律施行後の一番新しい月に新規に算定する者の標準報酬と平均在職期間というものの一定の見込みを立てまして、具体的には二十七年加入の者についてはおおむね五万円、それが六〇%水準であるということになつたわけでございますけれども、これにつきまして、当然基本的なレベルとしてはもうそれで国際水準にも達しておりますので、これで十分だという意見もございますし、これについてはまた各側でそれぞれの意見のあるところでございます。

○沓脱タケ子君 そうすると、五万円年金のときは二十七年勤続で標準報酬の六〇%というその基準が来年度は踏襲されるかどうかわからぬという

ことですか。大臣、その水準についての見通しど

うです。

○政府委員(曾根田郁夫君) この基本的な考え方である平均的な標準報酬の六〇%というレベルそのものを、この六〇%という数字を下げるという形での改正といつものは現実問題としては、これはまだ各側の意見が出ておりませんけれども、これ

は困難ではないか。ただ、その場合に六〇%水準というものを、具体的に加入期間との程度の者の年金額としてとらえるかですね。いずれにしても

金額として当時の五万円年金が相当大幅に上がることは間違いないませんけれども、実質的レベルとして六〇%水準というものをどういう条件の者に当てはめるか、これについてはどうも各側の意見があるようございますが、先ほど言いまし

たように、まだ具体的に詰めた議論が関係審議会で出でおりませんので、この段階で私が言うのは差し控えさせていただきたい。

○沓脱タケ子君 審議会に当然かけておるわけでしようから、確たることは言えないだろうとは思

いますけれども、生活保障の原則という点を踏まえた金額、水準ですね、そういうものにぜひ到達するよう大臣、努力をしてもらわにやならぬといふふうに思つのです、余り時間がありませんから、深く立ち入ることは避けますが。

五十一年度改正に、その水準との関連で年金制度の改正が必要なことは先ほど言いましたけれども、生活保障の原則を確立していくたま

で、あと一つは、具体的な問題で障害年金の関係についてお聞きをしたいと思つわけです。障害

年金というものは肉体的、精神的な障害があつて労働や日常生活に制限を受ける場合に障害年金が支給されるんですけれども、この認定をめぐって大

きな問題が多いと思います。で、特に私ども思いますが、四十八年改正で初めて、何と申しますか、組織的な再評価をいたしましたけれども、その際、

再評価率につきまして、いろいろな、たとえば標準報酬の上限があるとか、あるいは年齢が上昇しているとか等々の要因による修正をいたして再評価を行つたわけでございまして、これにつきましては、いろいろ御意見もあるところでござりますが、今回はそういうような御意見も十分踏まえて適正な再評価をできるだけやっていきたいと考えております。

定額部分の問題、これも関係審議会の非常に大きな問題点の一つでございまして、当然に定額部

分の引き上げということが行われるわけでござりますけれども、その際に定額——従来の例でございますと二十年分の定額が、たとえば他の年金の最低保障額になる、そういうようなこともござい

ますと、昭和四十九年九月の新裁分、これで六万円以下の人がある程度の人が七七%です。これは一番新しい人でそうなんですね。古くから受給をしている人を含む受給者では六万円以下の人というの

が一九一%ですね、九一%。五万円以下というのが、これは何と七一%もある。ですから古くから入っている人は損をするという結果が非常にはつきり

出ているわけですね。で、なぜこうのことにな

るかというのは、これはもう制度上の問題になつ

ています。

○沓脱タケ子君 非常に年金という制度が長い間の掛金を掛けて、あるいはその結果老齢年金といふふうなものを期待しておるわけですね。ところでの改正といつものは現実問題としては、これはまだ各側の意見が出ておりませんけれども、これ

はふうなものを期待しておるわけですね。ところ

が、政治の情勢によつて大変なインフレといふふ

うな状況の中で、古くから掛けていた人が損をす

るというような結果というのは少なくとも改善し

なければならぬ問題点だ、これはぜひ来年度の改

定の中で大臣、解決をしていただきたいというふ

うに思つわけです。

○政府委員(曾根田郁夫君) 二つお尋ねがございまして、一つは標準報酬の再評価の問題でございま

ますが、四十八年改正で初めて、何と申しますか、組織的な再評価をいたしましたけれども、その際、

再評価率につきまして、いろいろな、たとえば標準報酬の上限があるとか、あるいは年齢が上昇して

いるとか等々の要因による修正をいたして再評価を行つたわけでございまして、これにつきましては、いろいろ御意見もあるところでござりますが、今回はそういうような御意見も十分踏まえて適正な再評価をできるだけやっていきたいと考えております。

定額部分の問題、これも関係審議会の非常に大きな問題点の一つでございまして、当然に定額部

分の引き上げということが行われるわけでござりますけれども、その際に定額——従来の例でござ

りますと二十年分の定額が、たとえば他の年金の最低保障額になる、そういうようなこともござい

ますと、昭和四十九年九月の新裁分、これで六

万円以下の人がある程度の人が七七%です。これは一番新しい人でそうなんですね。古くから受給をしている人を含む受給者では六万円以下の人

が一九一%ですね、九一%。五万円以下というのが、これは何と七一%もある。ですから古くから入つ

ている人は損をするという結果が非常にはつきり

ますと、年金の支給対象となる、こういう運用

の推移を見ながら十分検討してまいりたいといふふうに考えております。

○沓脱タケ子君 非常に年金という制度が長い間の掛金を掛けて、あるいはその結果老齢年金といふふうなものを期待しておるわけですね。ところ

が、政治の情勢によつて大変なインフレといふふ

うな状況の中で、古くから掛けていた人が損をす

るというような結果というのは少なくとも改善し

なければならぬ問題点だ、これはぜひ来年度の改

定の中で大臣、解決をしていただきたいというふ

うに思つわけです。

○政府委員(河野義里君) 瘫瘍認定につきましては、御指摘のように、特に内部障害につきましては具体的な基準が別表に定めてないわけでござ

りますが、実際の認定に当たりましては、認定基準を設けまして、適正な瘍瘍認定を行つよう努力を

しております。ところが、まあいろいろ傷病は、医学も進歩いたしますし、いま御指摘の人口肛門

につきましては、着裝備の時点で日常生活が著しくも関係審議会で議論がなされておりますので、

をしておるわけでござります。そのほか内部障害につきまして、代表的な例につきましては取り上げて認定基準に掲げております。新しいものにつきましても、それらとの公平を失しないよう運用されるよう指導しておるところでござります。

○番脱タケ子君 厚生年金で、その廐瘞認定をやつて障害年金の対象にしておるというわけだけど、厚生年金では何人ぐらいやつてますか。これ、何でそのことを聞くかと言いますと、大体いま潜在的な手術を受けて人工肛門を持つておる人口というのは、これはその学者の中での推定ですけれども、ほん十万人と言われている。で、一年に大体二万人ぐらいが、新たに手術を受けてそういう状態になつておるというふうに言われているわけです。で、そういう中で、それじやあ何人ぐらいいその対象になつておるか、お伺いをしたい。

○政府委員(河野義男君) 人工肛門の障害につきましては、私もいまそついう疾病別な数を押さえておりませんので、遺憾ながらその数についてお答え申し上げかねるわけでございます。

○番脱タケ子君 きわめて少ないんです。これは厚生年金で障害年金を受けておる人は三級なんですね。三級に該当しておるんですね。そういう人がごくわずかにおるわけでけれども、大部分の人は、それが該当疾患だということを知らないで、受けないわけですが、厚生年金については、何らかの方法で適用されるようにこれは周知するべきですよ。この障害認定基準にそういうものは出でないですからね。厚生年金の三級に、大部分は三級にランクされますわ。これ私、時間も余りないから具体的には言いませんけれども、日常生活、労働能力にきわめて大きな支障があるわけです。で、これ、ちょっとと言いますと、こういふものをつけておるわけです、おなかへね、この袋を。(医療器具提示)これ全くあれですね、肛門括約筋がないわけですから、もういつ便がここへ出るかわからぬ、一日じゅう出でているわけです。そうしてこれ張りつけて便所へ行つたりするわけ

ですかね、これは労働能力、生活の支障といふのはきわめて大きいわけです。ですから、いままでやつてた仕事ができなくなるという場合があります。しばしばあります。特に、筋肉労働はできなくなる。そうして管理的な仕事をなさる方は大変お困りだと思うんですね。いつ便が出てくるかわからぬと、おなかが痛んで便所へ走り込まなければなりません。きやならぬかわからぬと、一遍便所へ行つたら、やっぱり半時間や一時間かかるというふうなことがありますと、大事な会議の最中にそんなことに便があるべく出ないよう下痢止めを飲んでいるなつたら、これはもうできないわけですね。ですから、どんな苦労をしているかというと、その障害の人たちは、大体月曜日から土曜日までは便があるべく出ないよう下痢止めを飲んでいますからね。どんなん苦労をしているかというと、その年にかく全部出して、何とか職場へ通つ段取りを、それだけ精いっぱいだという状況になつているわけです。まあ、そつうふうな状況でござりますから、これはまあ家庭的な生活上の問題で、やつておる障害等級にみんなが適用できるようになりますから、当然このこついう人たち、厚生年金でやつておる障害等級にみんなが適用できるようになりますから、これは若くても結婚できといふことです。まあ、そつうふうな問題、ずいぶん各種の問題があるわけですから、当然このこついう人たち、厚生年金でやつておる障害等級にみんなが適用できるようになりますから、これは若くても結婚が起こる婚をしていない方、御婦人の方では離婚が起こる点はどうですか。

○政府委員(河野義男君) 国民年金につきましては、厚生年金は三級までございますが、国民年金は二級でございまして、その二級の場合に該當するケースは、身体の機能に障害もしくは病状が重複する場合であつて、日常生活に著しく制約を

支障を来る場合、あるいは相当の支障がある場合という点でございまして、これに該当する場合

は障害年金が出来ますが、それ以外につきましては、障害年金の支給の対象にならないと、先ほど先生

が厚生年金を例に取り上げられまして、人工肛門につきましては、大体三級の障害年金だといふふうに御指摘になりましたが、したがいまして、國

民年金につきまして、あるいは該当する程度は少ないんじやなかろうかというふうに考えます。

○番脱タケ子君 や、その厚生年金で二級だと

いうのは、支給をされている人が三級になつておるということの事実を申し上げておるので、三級

が適切かどうかということの評価を私は申し上げておるんじやないんです。

で、國民年金の場合は三級がないから恐らく少

ないだろうと言う、一つもないですよ。あつたら一遍教えてください。それで、現にこういうこと

なんです。

ですからね、これは労働能力、生活の支障といふのはきわめて大きいわけです。ですから、いままでやつてた仕事ができなくなるという場合があります。しばしばあります。特に、筋肉労働はできなくなる。そうして管理的な仕事をなさる方は大変お困りだと思うんですね。いつ便が出てくるかわからぬと、おなかが痛んで便所へ走り込まなければなりません。きやならぬかわからぬと、一遍便所へ行つたら、やっぱり半時間や一時間かかるというふうなことがありますと、大事な会議の最中にそんなことに便があるべく出ないよう下痢止めを飲んでいるなつたら、これはもうできないわけですね。ですから、どんな苦労をしているかというと、その障害の人たちは、大体月曜日から土曜日までは便があるべく出ないよう下痢止めを飲んでいますからね。どんなん苦労をしているかというと、その年にかく全部出して、何とか職場へ通つ段取りを、それだけ精いっぱいだという状況になつているわけです。まあ、そつうふうな問題、ずいぶん各種の問題があるわけですから、当然このこついう人たち、厚生年金でやつておる障害等級にみんなが適用できるようになりますから、これは若くても結婚が起こる婚をしていない方、御婦人の方では離婚が起こる点はどうですか。

○政府委員(河野義男君) 国民年金につきまし

ては、厚生年金は三級までございますが、國民年

金は二級でございまして、その二級の場合に該當

するケースは、身体の機能に障害もしくは病状が

重複する場合であつて、日常生活に著しく制約を

支障を来る場合、あるいは相当の支障がある場合

という点でございまして、これに該当する場合

は障害年金が出来ますが、それ以外につきましては、障害年金の支給の対象にならないと、先ほど先生

が厚生年金を例に取り上げられまして、人工肛門

につきましては、大体三級の障害年金だといふふうに御指摘になりましたが、したがいまして、國

民年金につきまして、あるいは該当する程度は少

ないんじやなかろうかというふうに考えます。

○番脱タケ子君 や、その厚生年金で二級だと

いうのは、支給をされている人が三級になつてお

るということの事実を申し上げておるので、三級

が適切かどうかということの評価を私は申し上げ

ておるんじやないんです。

で、國民年金の場合は三級がないから恐らく少

ないだろうと言う、一つもないですよ。あつたら

一遍教えてください。それで、現にこういうこと

なんです。

これは、東京都の方ですが、いろんな個人的な都合があるからお名前の公表は差し控えますが、これはやはり人工肛門で、直腸がんで——医者の支給等についても、あわせて当然考るべきだと思います。しかし、その点はどうあります。しまして、その辺について的確なお答えできませぬが、いま御指摘の点を含めまして、医療専門家、医師団もござりますので、検討したいと思います。

○政府委員(河野義男君) 私、専門家でございませんので、その辺について的確なお答えできませぬが、いま御指摘の点を含めまして、医療専門家、医師団もござりますので、検討したいと思います。

○番脱タケ子君 それでね、厚生年金の場合は、

そういうことで周知徹底させられないというこ

とで、救済がされてない。該当させられてない。

○政府委員(河野義男君) それでね、厚生年金の場合はどうかと言いますと、これは

もう——答えてもらいましょうか。國民年金の場合は、人工肛門の障害者の場合はどうなるか。

○政府委員(河野義男君) 國民年金につきましては、厚生年金は三級までございますが、國民年

金は二級でございまして、その二級の場合に該當

するケースは、身体の機能に障害もしくは病状が

重複する場合であつて、日常生活に著しく制約を

支障を来る場合、あるいは相当の支障がある場合

という点でございまして、これに該当する場合

は障害年金が出来ますが、それ以外につきましては、障害年金の支給の対象にならないと、先ほど先生

が厚生年金を例に取り上げられまして、人工肛門

につきましては、大体三級の障害年金だといふふうに御指摘になりましたが、したがいまして、國

民年金につきまして、あるいは該当する程度は少

ないんじやなかろうかというふうに考えます。

○番脱タケ子君 や、その厚生年金で二級だと

いうのは、支給をされている人が三級になつてお

るということの事実を申し上げておるので、三級

が適切かどうかということの評価を私は申し上げ

ておるんじやないんです。

で、國民年金の場合は三級がないから恐らく少

ないだろうと言う、一つもないですよ。あつたら

一遍教えてください。それで、現にこういうこと

なんです。

はこれは同一にすべきものだといふに思いますが、したがいまして、若干のやはりことしの来年ということは、私はなかなか簡単にはいかないと思いますが、できるだけ早く一本化するようにひとつ努力をいたしてみたい、というふうに思います。

○答脱タケ子君 ことし来年つて、いま患者さん、みんな障害者が困っているわけですからね、これはちょっとと気が長い話で、大臣おっしゃるようにもそう思つてますよ。国民年金と厚生年金の障害等級が違つてのこと、それからもう一つは国民年金と身体障害者福祉法との廃疾の程度が違う、こんなもんね役所の方はわかつてあるかもりませんで。国民の方はさっぱりわかりませんわ。やつぱり一級や言つたら同じ一級やと、二級だと言つたら同じ二級で、同じ障害なら厚生年金の二級でも国民年金も二級になるだろうし、厚生年金の三級なら国民年金も三級があつて当然該当してあつたりましたというのは、国民のこれは当然の感覚ですよ。経緯のあることはわからぬわけではありませんが、せひともこの三つは統一をし、障害認定のランクというのは統一をするべきだと思いますけれども、これは大臣は何とかせにやいかないうふつにお考えのようですが、早いことやる必要あると思うんですが、どうですか。

○國務大臣(田中正巳君) 実はこの問題、私若い議員のころから出でていた問題でありまして、私も若い時に社会労働委員会に所属をずっととしておりまして、今まで解決をしておらないわけでありまして、私の時代において何とかこれを解決するように努力をいたしたい、かように思います。しかしいろいろ事務当局に聞きますと、すぐにこれを改正することはなかなか困難だそうでござりますが、さればと言つてじんぜん日を延ばすような気持ちは毛頭ございません。ここ二年ぐらいの間には、私は一两年の間にこれの一本化について根詰めてやつてみたいというふうに思つております。

○答脱タケ子君 それは大臣、若い時代から提起

しておられた問題、いまだに解決されてないといふことは、大臣のときに、大臣の時代にそれはすくと、来年の見直しの時期にすくとやつても、私らに思つてますよ。それはもうそれをやる以外にないですよ、一番よう知つておられるんだから。これはやらなかつたらいろんな問題出てきます。私はさしあたつて、それじや国民年金の人工肛門の障害者は一体どうするんかという問題で言いますとね、区役所へ持つていくでしょ、診断書をつけて申請をしに行くでしょ。ある窓口では、はいと言つて受け取つてくれるわけです。ある窓口ではそんな障害認定の基準ありませんでと言つて突き返されているわけです。そういうことが起つていてるんです、末端ですね。その点で

○政府委員(河野義男君) 先ほど最初に申しまして、内部疾患につきましては、個々の病気につきまして具体的な認定基準はございませんが、代表的なものについて認定基準を掲げておりますが、それ以外のものにつきましては、依然国民年金でも何らかの措置をとらなければならぬと思つてます。どういうふうにします、これは。

○政府委員(河野義男君) 国民年金におきましては、人工肛門につきましては、人工肛門そのもので直ちに二級ということはございませんけれども、身体の機能の障害あるいは病状によりまして日常生活に著しい制限を受けるような者につきましては、総合判定いたしまして障害年金が支給されるという仕組みになつております。これが適正な運用を図つていただき、かように考えておりまして、今日まで解決をしておらないわけでありまして、私の時代において何とかこれを解決するように努力をいたしたい、かように思います。

○答脱タケ子君 適正な運用とおっしゃるけど

○答脱タケ子君 適正な運用とおっしゃるけどね、この「国民年金の障害認定基準」というのに書いてないんですよ、そんな病名はね。ですから、おたくの方で今までの通達によれば、障害認定基準に書いてない疾患で来たからってもう書類の受け付けもしてもらえないという事が起つてます。私は、人工肛門の場合に国民年金では何とかしておるんですから、これについてははどういうふうに対処するかというのを明確になさらないと、と

にかくこれに書いているのは精神と結核と心臓と腎臓とぐらいでしょ、書いてるのは。まあ肝臓もちょっと書いてありますね。それにこんなもの書いてませんでと言つたらもう受け取つてもらえないという事態が起つていてる。受け取つてもらえないという事態が起つた人から陳情されてるわけですよ、私は。そういう事態が起つて対処するかという点をこれははつきりしてもらいたい。

○政府委員(河野義男君) 人工肛門につきましては、だんだん治療法も進歩してまいっているわけですが、そういう点でござりますが、そこで新たに内部障害につきましても専門医師団と十分協議しまして検討を加えていきたい。

○政府委員(河野義男君) 人工透析についてもこれを取上げまして認定基準に掲げてございますが、そ

ういったことから逐次そういうものは検討を加えていくという姿勢でいるわけでございます。

○答脱タケ子君 昨年の九月、人工透析の問題が

実現をしたということで大変喜ばれていますが、

同じようにこの問題も放置せずに検討をするとい

うことを大臣考えてあげてください。前回きに

その辺ちょっとと一言言つといてください。

○國務大臣(田中正巳君) いま先生のお話の中

に、障害認定基準が年金ごとによつてはらはらで

あるということ、そういうよつなことを含めて

今後統一をしていきたいというふうに思つて、で

きるだけ速やかにこれをやりたいということを申

し上げておるわけでございます。

いま具体的なケースについて、それまでの間に

これをどう扱うか、救済するかということについて、いまここでわかに私もお答えすることがで

きませんが、その精神を生かして部内で検討して

みたい、かようにも思つます。

○答脱タケ子君 それからね、まあ内部疾患、内

部障害の認定基準というのは大変むつかしいと思

うんですが、たまたま肺気腫という病名の障害者

の方があるわけです。でね、これ、肺気腫の方は

一体その障害認定の基準、何で見るんかなと思つて私も調べて見た。そしたら、これは国民年

金ですが、こういうふうに書いているんですね、

「%肺活量が三〇%以下で一秒率が五五%以下のものを法別表一級に該当するものとする。」、それから「%肺活量が三〇%以下で一秒率五六%以下で一秒率五五%以下のものを法別表二級に該当するものとする。」と書かれている。でね、この肺気腫の患者は、どういう状態かと思つたら、これは国民年金の障害年金の申請をする診断書なんですが、これを見ますと、いわゆるこの基準、「%肺活量が三〇%以下」というのは、この患者さんは五七・一%なんですね。それから「一秒率が五五%以下」というふうに言われているのが三〇%なんですね。片方は合っているけれども片方は合わぬと、こうなっている。そうするとこれはまた該当せぬということになるんです。

大体これ、認定基準を見てみますと、逆になつてゐるんですね。肺結核の場合だつたらこれは合うかもわからぬです、この基準は。ところが肺気腫の場合には、一秒率は大変下がるけれども%肺活量というのにはかなりあると。いわゆる疾病によって、あらわれてくる実情が違つわけです。ところが、これはなかなか該当しないということであつたんですねけれども、この方はたまたま呼吸困難に陥つてしまふので、気管切開をして呼吸管理をしていくわけですね。ですからもうはかれないわけですわね。そういうことになつたら恐らく廢棄認定をされるんだろうと思ひますけれども、これはやっぱり認定基準の中身というのが不十分だというふうに申うんです。

で、先ほどの障害等級を統一させていくといふことと同時に、ひとつ認定基準ですね、認定基準を疾病ごとに実情に合つようつて改定をするといふ具体的例として示しましたけれども、その他慢性疾患などがある場合は小児麻痺、筋ジストロフィー等、

難病関係もそうですね。——まあ小児麻痺とか筋ジストロフィーというのは体幹障害で大体ランクを決めたりしておられるんでしようけれども、それでって実際には実情に合わないわけですね。そういう点で、障害の認定基準というものを疾病ごとに実情に合うよう改定していくことが、早急に必要ではないかと思いますが、その点についてどうですか。

○政府委員(河野義男君) いまの前段の肺気腫につきましては、先生御指摘のよう、「呼吸器の機能障害」につきましては一方は合格しても一方は不合格しない、という事例がございますが、それにつきましては、十七ページの「総合認定」で、その病状と機能障害が重複する場合にはその人の日常生活機能の障害の程度を把握して総合認定するというような運用指針が出ておるわけでございますが、いずれにしましても、廐疾認定の基準につきましては今後も整備していくなければならぬと、いうふうに考えております。

○番替タケ子君 それでね、大臣がおっしゃった障害等級をそろえるというふうな問題というのは、これは法律事項でもありますし、一定の時間はかかると思うんですが、透析のようにいわゆる行政指導というか行政規定でやれるというふうな内容ですね、認定基準等の作成あるいはその具体化、運用というふうな点、その点については早急にやる必要があるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○政府委員(河野義男君) 人工透析もその一つでございますが、医学の進歩に応じまして私ども、国民年金あるいは厚生年金それぞれ専門の医師団がございますので、医師団に十分協議しまして検討を進めていきたいと思います。

○番替タケ子君 この障害年金の問題というのは、ずいぶんたくさん問題がありますし、本法案の審議に当たつても、衆議院でもすいぶん触れられておるわけですが、これは昨年私問題提起をしたんですけども、どうしても改善をしてもらわなければならぬと思いましては厚生年金における爾

後重症ですね、厚生年金の受給者が一たん三級なら三級というふうに廐疾認定を受けたら、その後病気が悪くなつてももう変えてもらえないといふような実情に合わない事態というのが起つて、今までから、これはぜひ来年の見直しに根本的に改定をしてもらいたいと思いますが、どうですか。それは。

○政府委員(鶴林田郁夫君) いま御指摘のありました点は日下関係審議会でも一つの問題事項として取り上げておりますので、私どもとしてはその結論を持って対処していきたい、こういうふうに思ひます。

○沓脱タケ子君 時間がありませんので、あともう一点お聞きをしておきたい点があります。

それは年金福祉事業団の融資の関係なんですが、年金福祉事業団というのが福利厚生施設の建設、こういった点に貸し出しをしておられますのが、この事業団の資料を見てみると、四十七年度は四十七施設で四十四億六千七百万円、四十八年度は二十一施設で二十一億余り、四十九年一月までで四十施設の四十八億余り、こういうふうになつて、いるわけですが、こういった点事業団の費用で従業員用の体育施設などが大分つくられているわけですね。公共のスポーツ施設が非常に不足しているという日本の現状で、地域の住民からこういった企業の体育施設を企業自身が使わないと、には利用させてもらえないかと、いうふうな希望がないときに住民に利用させて、いるというケースが出ております。私は自治体などが管理責任を持つたは中野区だとか八王子市、こういふところでは自治体が責任を持つて企業と契約をして企業の使使つかないときには利用させて、いるというケースが出ております。私は自治体などが管理責任を持つたと現状では思うわけですが、そういうやり方等についてはともかくとして何らかの形で住民が利用できるよう方に策を考えるべきではないかと現状では思つたけれども、貸し付けの条件にせよと言つたら大変なことなのですが、そつてではなくて、そついた便宜が図れるよう前に融資の場合に要望とか指導とかいうふうな形で住民の

○政府委員（曾根田都夫君） 企業が従業員のための福利施設等を設置した場合に、その企業が地域社会の実情に応じましてその施設の員外利用と申しますが、市民にも開放すると、そのこと 자체はもちろん望ましいことでございますが、年金福祉事業団の立場ではあくまで当該福祉施設の設置目的に沿った利用、それを見届けると申しますが、そういうことが本来の事業団の使命でございまして、そのような地域における利用状況、望ましいものをどういう形でしからば企業に指導と申しますか、それはなかなかむずかしい、むしろ事業団としては企業の自主的な判断に任せ、それ以上余り立ち入った指導をすることはいかがかと思ひますけれども、気持ちの上ではそのような方向は望ましいことでございまして、関係者にもそういうようななことを話してみたいと思います。

○番替タケ子君 じゃ終わります。

○柄谷道一君 私は三月三十一日の予算委員会第四分科会で大臣に対しまして各種年金間の統合調整と格差是正の問題、被用者保険における被用者の妻の年金権の問題、減額在職老齢年金のあり方の問題、スライド制の問題、そして積立金の目減りと積立方式の再検討にかかる問題、同じく積立金の管理運用問題、そして最後に保険料の労使負担比率に関する再検討の問題などを中心として質問をいたしました。全面的に私の意向に合致する答弁は得られませんでしたけれども、しかし部分的には一步前進した前向きの大蔵の答弁を得たわけでございます。私は冒頭大臣の予算委員会における答弁の趣旨に沿った前向きの検討が行われることを再度強く要求をいたしまして、それを補足する意味において以下若干の質問を行いたいと思つております。

ただいまの質問にもあつたわけですが、公的年金制度の整合問題、そしてその中にナショナルミニマムの構想を導入するという問題、さら

に財政方式の変更の問題、これらはたびたび御答弁されておりますよう、歴史的な沿革、実態、そして率直に言って各制度間に内在するエゴ、いろいろの困難な情勢がございまして、一挙にこれを明年度改革するということは困難であるといふ事情は私も承知をいたしております。段階的にこれは改善の方途をとるべきだと思うわけでございますけれども、ただいままでの質問にも指摘されておりましたように、今日までの再計算期における審議会の検討と、そして法案の改正内容を見ますと、水準の引き上げということにはば終始したといつても過言ではないと、こう思つわけでありま

閉、廢疾表の相違、こういったものがござりますので、これを一年間ですべて解決するということは事实上不可能でございます。したがいまして、そういう差異があるという前提で通算を考えますと、完全な形でのいわゆる通算は困難かと思いますけれども、少しでも谷間をなくすということが当面の研究課題であろうと思いますので、その点につきましてはできるだけ努力いたしたい、また下審議会とは別に、関係各省の連絡会議も基本上にはそういう方向でせつからく検討を進めておるところでございます。

それから第一点の在職老齢年金の改革でござりますけれども、これも改革の中身、内容につきましては、三三のうち二三によってくること、ムダ

的に解決するかどうか、実質的な適用範囲の拡大という形で、いわば行政措置で行うか、法律的に踏み切るということにつきましても、どうも来年間違ひなくやりますということは、現段階ではいかがなものであろうか、しかし検討項目としては考えてまいりたいと思います。

○柄谷道一君 大臣、私も長らく審議会の委員をやったわけですがれども、いまの局長答弁を聞いてますと、審議会の意見書を待ってと、いわば受け身的な姿勢なんあります。やはり当局、大臣及び局長の意欲、能動的にこれをやりたいというものがこの審議会をしてそのことの技術的な検討に入らしめるのではないか、こう思ふんです。
時間の関係で、さよう義務感を捨てて、お

ますので、この
が似通つてゐる
それから、い
いてのこととてこ
はいすれも取り
ござりますが、
たところは、結
かしさがにじみ
るものですから
実はなつてゐる
ら報告を受けて
そちらの方向へ
り込める程度の
かへ、周囲があ

そこで 私は直にお伺いするのでありますか 次の五点を明年度の再計算期の検討とその改革に当たって実現するという確約をいただきたいと思います。

その第一は、遺族年金、障害年金の通算措置の実現と内容の改善及び認定基準のは是正の問題がその第一であります。

第二には、在職老齢年金制度の改革の問題でございます。

第三番目には、スライド制度の内容と時期の調整でございます。

第四番目は、被用者の妻の年金権の整備であります。

そして第五番目は、五人未満事業所に対する適用範囲の拡大でございます。

この五つについて確約ができますかどうか、率直にお答えを願いたい。

○政府委員(曾根田部夫君) 確約云々ということになりますと、私ども事務方の答弁の範囲を越える問題かとも思いますけれども、日下それとの項目につきましては、関係審議会で問題事項として整理検討中でございまして、関係審議会、おおむね七月末までに意見書の形でまとめてもらいたいと思っておりますが、第一点の通算問題でございますが、これは先ほども申しましたように、各制度の支給要件なりあるいはたとえば遺族等の範

では、先生のお考えになつておることもが大体この程度はいけるだということで多少なりの編たりはあるのではないかと思ひますけれども、これもひとつできるだけ、どこまで改善できるかは別として、検討いたしたいと思います。それからスライドの内容と実施時期、このスライドの内容というのは、恐らく現在の物価スライド、スライドの指標を他に求めるということなのかなどうか、そういったことも含めた問題であるとすると、どうもこれは来年度間違いなくこういうことにもなるふうにいたしますということはむずかしいのではないかと思います。

四番目の妻の年金権でござりますが、これは非常にむずかしい、またむずかしいから今日まで手をつけることができなかつたということにもなるわけでございますけれども、しかし、やはり現在の国民年金における任意加入制度、そういったことと、その普及状況、そういうことを考えますと、何らか来年その解決の糸口になるような程度の手直しができるのかどうか、どうもその辺がぎりぎりの問題ではないかという感じがいたします。せつかり努力いたしたいと思ひますけれども、具体的にここまでやるということは、ちょっとこの段階では控えさせていただきたいというふうに考えております。

ではけれども、いま言いました五項目につきましては私の予算委員会における質問、衆議院における質問、今日までの質問に対する答弁はいずれも問題の上は前向き検討、そして極力努力する。そういう表現になつてゐるわけです。これはひとつ私は、大臣が直接審議会にでも乗り込んでこういう問題点は水準の引き上げと同時に、百点とれるかどうかは別にして、いろいろ国会でも議論になつてゐるところであるから、ひとつ前進した意見書がほしい、こういう大臣の意欲がこの問題を改革するかどうかの私は導火線になる、こう思うわけであります。大臣にその意欲をお伺いをいたしたいと思うわけであります。

○國務大臣(田中正口君) 確かに先生のおつしやるよつて審議会の自由な議論の上に改革を積み上げていくというだけでは私は不十分だと、やはり行政当局がオリエンテーションを示して、そしてそれをある程度やはりリードをしていくといふ立場が私は必要であると、このことについては、実は最近も事務当局に、これは厚生省ではどうもそういう傾向がだんだん強くなってきたような気がしますので、これは年金局だけじゃございませんで、保険局を含めて役所がもう少し政策についての自主的な打開の方向についての意欲を示すようにということを私はいま申しているわけございま

○柄谷道一君 非常に心強い御答弁をいただいた
わけですから、それとも、ぜひ当局もやっぱり受け身で
はなくて、ここに年金問題の当面の焦点がある、
これをやはり前向きに解決したいのだという積極
的な姿勢で審議会に臨んでいただきたいと、こう
強くこれは要望いたしておきます。
それから次に、昨今の激しいインフレの中で年
金水準をいかにして維持するかということは、こ
れはきわめて奥深の問題であろうと思うわけであ
ります。恩給、各種共済は、これは慣行上賃金ス
ライドになっております。その他の年金は物価ス
ライドであります。この年金水準の維持につきま
してもこのように開差があるわけでござりますけ
れども、これには歴史的なものがあるとしてもこ
のような開差をいつまでも放置していくとお考え
になつておりますか。

○政府委員(曾根田都夫君) まず、厚生年金ある
いは国民年金と他の各種共済との相違でございま
すが、厚生年金、国民年金の場合はいわゆる自動
スライドを採用いたしておりますし、各種共済の
場合は毎年法律をもつて手当てをする政策改定で

ございます。しかしながら、実際問題としましては各種共済は毎年度この改正を行っておりますので、実態としては自動スライドに近いものになりますので、どうしてもその間一方では資金にスライドすると、一方では消費者物価スライドであるということの問題点が浮かび上がってくるのでござりますけれども、やはり問題はござりますが、私どもは厚生年金あるいは国民年金を含めた年金の実質価値の維持の方策といたしましては、まず物価指数をもつて実質価値を維持して、それ以上に経済変動の激しい場合は、現在予定しております財政再計算期の大継り上げ等によって対処するのが年金制度の将来の財政問題その他を総合的に考えました場合に最も現実的ではなからうかというふうに考えております。

○柄谷道一君 確かに物価値上げに対応して年金水準を維持すると言えば消費者物価スライドで一応の水準維持はできるわけですから、しかし一方が賃金スライドということは、そこに一方はそれ以上のプラスアルファがここについているわけでございます。私はそういう問題についても現在のような物価スライドを繰りながら再計算方式によって是正を図るなど、これは一步一步おくれていくわけです。そういう方式をとるならば、果たして現在の再計算期間というものが妥当かどうか、こういう問題にもなってくると思うわけです。この点きょうは時間もありませんので詰めた議論はできないと思いますけれども、この年金水準維持、もし現行の物価スライド方式を継続するとすれば、再計算の期間というものの適切な時期というのが一体どこにあるのか。これも重要な課題だと思いますので、この点も審議会等でひとつ十分の検討を頼むますように配慮願いたい。

あわせまして、実施時期にも差がある。これはもうすでに多くの方が指摘したところでありますけれども、なぜ社保審厚年部会の答申に沿い得なかつたのか。議事録をひもときますと、五月実施のためには一部予測値を採用せざるを得ないのと、したがつて確定値が見出しえないので実施困

難である、こういう答弁に尽きたと思うのです。私はこの審議会の答申というのは、明らかに一部予測値が含まれてもやむを得ないという政治的決断を求めた答申だったと、こう思つわけです。したがつて、それだけの理由ではどうも理由にならない。一方、今度それにつけ加えまして、昭和五十一年度の場合は約百万件の五年年金が新規発生をする。そのため新しい業務量の増大があるので、現在の保険庁の事務処理体制では物理的に不可能に近い。これを負荷されている。この五年年金の新規発生百万件というのを昭和五十年のこれは現象でございます。そうするならば、私はさきの政治的決断と言い、また昭和五十年度あらわれた特別の事由というものを考えますと、少なくとも明年度はこのタイムラグの短縮というものが当然行われてしかるべきである、こう思つわけでありますが、厚生当局はその意思を持っておられるのかどうかお伺いをいたします。

○政府委員(曾根田郁夫君) 私どもは現在のスライドの指標である消費者物価指数、これを他に求めることによってさらにスライドの実施時期を早めることによってさらにはスライドの実施時期を早めるという方法がいいのか、あるいはあらゆる努力を傾けて現在の物価指標の前提のもとでできるだけスライドの実施時期を繰り上げるのがいいのか、総合的に判断いたしますと、どうも後者の方がいいんではないか。五月実施ということは、厚生年金につきましては八月支払い期でございますから、事務的な手続としましては七月月末までに必要な支払い通知その他の手続を済ませればいいわけがございます。ただ一つ問題になりますのは、現在通算老齢年金という制度がございまして、これが支払いが年一二回、六月と十二月ということになりますので、こういったものを対象とする所要の手続が五月上旬に確定したときに当該月中に終わるかどうかがやはり一つの問題だらうと思います。しかしながら、これは支払

ますから、これらの変更が考えられないかどうか。基本的にはこれも含めて業務課の事務処理体制といふものが、そういうことであれば、五月実施というものが、そういうふうにかなり時間的な余裕が出てまいりますので、むしろそういう形の方が方向となるべきでございます。したがいまして、まずはよろしいんではないかと。したがいまして、基本的な考え方としては非常にむずかしい問題ではござりますけれども、現在の物価指標を前提として、しかも、場合によれば支払い期月の一部変更の問題も含めてできるだけ繰り上げる、具体的には五月、国民年金については六月、こういう長期的な目標を達成する努力を傾けた方がいいんでないかという気持ちでございます。

○柄谷道一君 この問題も確かに確定値を使つことがお役所仕事としては一番確実だと、これはそのまま、厚生当局はその意思を持っておられるのかどうかお伺いをいたしました。それはそれで、この問題も含めてできるだけ繰り上げる、具体的には五月、国民年金については六月、こういう長期的な目標を達成する努力を傾けた方がいいんでないかという気持ちでございます。

○政府委員(曾根田郁夫君) 私どもは現在のスライドの指標である消費者物価指数、これを他に求めることによってさらにスライドの実施時期を早めることによってさらにはスライドの実施時期を早めるという方法がいいのか、あるいはあらゆる努力を傾けて現在の物価指標の前提のもとでできるだけスライドの実施時期を繰り上げるのがいいのか、総合的に判断いたしますと、どうも後者の方がいいんではないか。五月実施ということは、厚生年金につきましては八月支払い期でございますから、事務的な手続としましては七月月末までに必要な支払い通知その他の手続を済ませればいいわけがございます。ただ一つ問題になりますのは、現在通算老齢年金という制度がございまして、これが支払いが年一二回、六月と十二月ということになりますので、こういったものを対象とする所要の手続が五月上旬に確定したときに当該月中に終わるかどうかがやはり一つの問題だらうと思います。しかしながら、これは支払

題として出されております。ということになりますと、これにさらに各種年度間の通算制度やスライド制度の調整という問題等もあわせて考えますと、この制度を横断する調整問題がたくさんあるということなんですね。

私は予算委員会分科会では、一つの方法として、各種審議会の会長によるひとつこれら問題に対する調整の会合といいますか、検討を運用上持つてはどうかという問題提起をしましたところ、大臣はそれも一つの方法があるので考えてみたいといふ御答弁がございました。それはそれとして御検討願うとして、このように制度間を横断する問題の調整を図るということになりますと、現行制度としては社会保険制度審議会しかない、こういうことになるわけです。これは内在している問題は大変たくさんございますけれども、私は、少なくとも各種年金間の内在するいろいろな問題を洗い直してみないと、こう大臣が答弁されるとするならば、前もって制度審に對して各制度を横断するこれら問題調整に対する意見を求める、少なくともそれだけの措置は事前に行われることが至るのではないか、そうするところがこの調整に向かって一步前進するということに対するまず第一歩になりますけれども、私は、少なからず、前もって制度審に對してそのような意向を持つて臨まれるところとの対比において、その多目においてどちらをとるべきか、これはむしろ私は高度の政治決断の問題だと思いますので、大臣、この問題はやはり審議会の意向を十分に尊重した明年度対処方針が打ち出されることをこれは要望しておきたいと、こう思います。

○國務大臣(田中正口君) これについては制度審にしたいと、こう答弁されたわけですけれども、厚生省の関連においていろいろな経緯があるようございまして、事務当局からその経緯について答弁をしていただきます。

○政府委員(曾根田郁夫君) 昨年の夏だったと思いますが、通常国会終了後、当時の厚生大臣が制度審議会の会長の大河内先生とお会いになりましたが、このことをぜひ御答弁願いたいと思つんです。

○國務大臣(田中正口君) これについては制度審と厚生省の関連においていろいろな経緯があるようございまして、事務当局からその経緯について答弁をしていただきます。

私は各種年金間には、年金水準、資格期間、受給開始年齢、年金額算出方法、保険料負担、国庫負担比率等いずれもこれは差があるわけです。私は、そうした問題のほかに無拠出年金と五年年金の関連をどう図るべきか、こういう問題点も水準上問題を含めた総合的な将来のあるべき姿について

てもし御審議願いお知恵をいただければと。これは正式詰問ではございませんけれども、それを受けまして、大河内会長も、実は、私も、かねて、たとえば退職金問題と年金の関係、そういう問題も含めて自分として勉強したいと思つておつたので、というお話をございましたして、その後、実際には、制度審議会の方もいろいろ法案の詰問その他がござりますので多少の作業はおくれておりますようございましたけれども、昨年の話では、五十一年度改正にできれば間に合つようなどいうようなお話をございまして、それはそれとして作業が続けられておるというふうに聞いておりますし、私どもも、でき得れば来年度改正の際にそういうものがお示し願えれば有力な参考にいたしました。そのことと離れまして、私どもの関係しておられます審議会、確かに、それぞれ厚生年金あるいは国民年金というふうに特定の制度の関係審議会ではござりますけれども、たとえば、委員の中に制度審議会の委員も兼ねておられる人が多数入つておるとか、そういうことで、国民年金審議会等の場合はかなり幅広い議論が現実に行われておりますので、その範囲内で、私どもは、できるだけ全体を通じた立場に立つてこれから作業を進めたい。しかし、そのことと先生がいまお尋ねになりました、また、具体的なそういうことをするかどうか、それはまた別問題で、それはそれとして参考にさせていただきたいと思います。

○柄谷道一君 それに関連しまして、これ、カビが生えるほど古い話なんですねけれども、昭和三十七年の八月二十二日に、いま御指摘になりました

社会保険制度審議会が勧告をしているわけです。

「完全な社会保険制度を計画的組織的に確立するためにはまずもつて有力な調整研究機関の設置を提唱する。この機関をして社会保険のどのような対象に対しても有効であり、どの方法がどのような階層に対しても有効である。」と、これはきわめて短時間な、しかも非常

お話をやるのがよろしいか、あるいは内部でどうい

うことを詰めるのがよろしいか、そういうことに

ついてやっぱりもう少し実質的な意見の討究とい

うことをやる時期が来ているというふうに思いま

すんで若干の時間をかしていただきたいと思いま

す。

難である。したがつて、専門的実証的にこういう形として形成できるんではないかというミッドの形として形成できるんではないかという御報告が今日に至るもなお実現されていないことは御承知のこととおりであります。これは、いま、きょうはおそらく提言であり勧告であろうと思つわけです。ところが、カビの生えるよなこの古い勧告がいろいろこの委員会でも多くの問題を取り上げられることでござりますけれども、私ははなはだおなればせではござりますけれども、この勧告を実施に移す意思といふものの大臣にお持ちでござりますか。またお持ちになるべきだと思うんですが、いかがでございますか。この勧告に沿つてこういう機関を設けていこうという意思を持つべきではないかと私は思つておるけれども、大臣いかがですか。

○国務大臣(田中正巳君) たしか、私の記憶では、こうした勧告を受けまして社会保険を基本的に考える機関を設けた方がいいと、これがいまの社会保険研究所の滥觴になつたように私は——あるいは記憶違ひなら訂正いたしますが——というふうに思つておりますが、どうも、社会保険研究所は非常にハイレベルの御検討をやつておるわけでありまして、もつと臨床的な研究をしていただきたいといふことを先般私總会で申したわけでござりますが、向こうがそういうことでござりますれば、手前どもは、やっぱり、こうしたものを受けて社会保険のニードを一体どこにアライオリティーを設けていくかということについていろいろ書いてあるようでござりますんで、そうしたことについての一体どこで策定をするか、いまこの時節には私たちはまず必要になつてきたんじやないかといつておるわけですが、いまこの時節には私はそのことが必要になつてしまつたんじやないかといつておるわけですが、大臣の構想がございました

○柄谷道一君 私は次に公的年金制度の整合問題についてちょっと触れてみたいと思うんです。こ

れはきわめてむずかしい問題で、これは十分承認しております。しかし、これむずかしいとい

うことで放置したんでは前進がないわけです。私は

この各種年金の整合を行おうとすれば、まず共済組合間の整合に着手いたしまして、厚年と船保の

給付水準と費用負担をこの整合される共済組合に見合つて漸次改善する。次には、国民年金は厚年

に見合つて、これと並行しつつ改善を進める。三番目には、当面五年年金、十年年金の引き上げと、

これと関連する無拠出年金の給付水準をにらみ合

わせながらこの改善を進める。四番目には、農民年金は国民年金から分離して日が浅いということ

と、かつ分離に当たつての農政上の事情も論議さ

れてきたところでござりますから、私はその等価

値が維持されるよな配慮をこれに加えて、そ

してこれらの相互の改革間において、年金水準に

ついては一人当たり国民所得の約四〇%程度のナ

ショナルミニマムを配慮し、さらに遺族年金、障

害年金等について最低保障額を漸次引き上げてい

く、こういうステップを踏むことによって初めて

整合への困難な事業が終につくと、こう私は考え

ています。私は、まあ剣道を昔やつておりましたけれども、「無」というのは、剣の道ではあっても、こ

れは政治の道ではないと思うんです。やはり整合

を望む以上、これに対するプロセスというものを

あらかじめ大道をつけて、一步前進していく

というやはり厚生行政の姿勢があつて初めてこの困難な問題を解決することができると、こう思つ

ます。

○柄谷道一君 もう一つ。いまの点、すると来年

他の年金の改正案が出てくることは確実でござい

ますけれども、その時期にいま大臣の意欲、いわ

ゆる構想ですね、整合に対する方向というものを

そのときにはつきりせひできるようにはこれはし

ていただきたいということで、最後の質問に入ります。

私はまあ年金保険証でございます。これは昨年

から新規取得した者に対しても手帳を交付すると

いう制度が行われておりますけれども、新規取得

者だけでございまして、従来からの者は依然とし

て氏名、番号、加入年月日というものが記載されている薄っぺらな紙片にしかすぎないわけであります。私は特に最近の女子ということを考えると、「女の一生」をまさにこれ変遷いたしております。学校出て結婚するまで働く、その間は厚年なら厚年の被保険者でございます。結婚をする、一時中断をする、あるいはそのときに国年に変わらして女性というのは各種年金間を行ったり来たりする、あるいは被用者の妻として空期間が経過していく。子供が大きくなる、また再び勤め出す、厚年の被保険者になる。まあ一生の中で男子に比べまして女性というのは各種年金間を行ったり来たりする、そういう労働形態といいますか、形態が非常に多くなってきておるし、今後もわが国の労働情勢、労働力需給関係を見るとそういう傾向があり、ある者は被用者の妻として空期間が経過していく。子供が大きくなる、また再び勤め出す、厚年の被保険者になる。まあ一生の中で男子に比べ顕著になつてくる、こう思つわけです。そういたしますと、やはり被保険者やその家族の関心を強めるためにも、また妻の年金権確立に資するためにも、やはり労働移動に伴う中断期間、年金間の移動、こういったものを記載する年金手帳というものを交付することによって、私は初めて国民皆年金の実を上げ得ることができると、これは審議会でも私たびたび意見として出ておる意見だらうと思います。私の審議会の委員時代にこういう意見書を出した記憶がござります。私はそういう点に対しても厚生当局が年金手帳の全被保険者に対する発行というものに対して早急にこれは着手すべきでございます。検討を開始すべきではないか、こう思うわけでございますが、明確な御答弁を得たいと思います。

一線の社会保険事務所の事務量等もございまして、当初新規取得者、それから再取得者につきましては、ますます切りかえを行つたわけでございます。今後計画的に既存の被保険者につきまして共通手帳に切りかえていきたい、できるだけ早く切りかえを行いたい、こういうふうに考えております。そのことによりまして、各労働移動によりまして各制度間を移動した場合にも的確な適用が行わる、このことによりまして究極的には年金権が保障されるというふうに、そういう効果を期待しておりますわけでございまして、早急に計画的に切りかえを行つていただきたい、かように考えております。

○柄谷道一君 終わります。

○委員長(村田秀三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国民年金法等の一部を改正する法律案を開題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村田秀三君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○山崎昇君 私はただいま可決されました国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共产党及び民社党共同提案の附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一、昭和五十一年度に繰上げ実施する財政再算期に際し、各制度相互間の均衡を図りつつ、年金制度の抜本的な改善を図ること。

二、遺族年金及び加給年金については、速やかに改善を図ること。

三、遺族年金、障害年金に係る通算措置の実現に努めること。

四、在職老齢年金制度の支給制限の大綱緩和について検討すること。

五、標準報酬月額の上下限については、近年における報酬の上昇を考慮して適正な改定を行うこと。

六、各権祉年金について、その年金額を更に大幅に引き上げるとともに、その実施時期について検討を加え、本人の所得制限及び他の公的年金との併給制限についても改善を図ること。

七、老齢年金及び通算老齢年金は、非課税とするよう努めること。

八、国庫負担の増額に努めるとともに、年金の財政方式特に賦課方式への移行については、将来にわたる人口老齢化の動向を勘案しつつ、積極的に検討を進めること。

九、被用者年金加入者の妻の年金権の整備に努めること。

十、五人未満事業所の従業員に対する厚生年金保険の適用の問題については、具体的方策の樹立に努めること。

十一、積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、民主的運用に努めること。右決議する。

以上です。

○委員長(村田秀三君) ただいま山崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村田秀三君) 全会一致と認めます。よって、山崎君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田中厚生大臣から発言

○委員長(村田秀三君) 国民年金法等の一部を改正する法律案の審査報告書の作成につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存でござります。

○國務大臣(田中正巳君) ただいま御議決にならました附帯決議につきましては、その御趣旨を改正する御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

五月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、医療法の一部を改正する法律案(衆)

一、優生保護法の一部を改正する法律案(衆)

一、薬事法の一部を改正する法律案(衆)

医療法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第一号中「神経科」の下に「(又は神経内科)」を、「整形外科」の下に「、形成外科」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

優生保護法の一部を改正する法律案

優生保護法の一部を改正する法律案

優生保護法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「昭和五十年七月三十一日」を「昭和五十五年七月三十一日」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

薬事法の一部を改正する法律案

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部

を次のように改正する。

第六条第二項から第四項までを削る。

第六条第二項ただし書中「同条第一項第一

号の一及び第二項から第四項まで」を「同条第一号

の二」に改め、同条第四項中「第六条第一項第一号

の二及び第二項から第四項まで」を「第六条第一号

の二」に改める。

第二十一条第三項第一号中「第六条第一項第二

号」を「第六条第二号」に改め、同条第四項を削る。

第三十条第二項第一号中「第六条第一項第二号」

を「第六条第二号」に改める。

第七十二条中「第六条第一項第一号」を「第六条

第一号」に改める。

第七十二条の二中「第六条第一項第一号の一」を

「第六条第一号の一」に改める。

第七十五条第一項中「第六条第一項第二号」を「

第六条第二号」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十年六月十六日印刷

昭和五十年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局